

# 令和2年度 第1回恵庭市社会福祉審議会障害者福祉専門部会

日時：令和2年8月4日（火）15時30分～  
会場：恵庭市福祉会館2階 大会議室

---

## ＜次第＞

- 1 開会
- 2 保健福祉部長挨拶
- 3 委員・関係職員自己紹介
- 4 議事

### （1）えにわ障がい福祉プランの取組み状況について（R1年度実績報告）

- ①第5期恵庭市障がい福祉計画の取組状況 資料1-1
- ②第1期恵庭市障がい児福祉計画の取組状況 資料1-2

### （2）次期えにわ障がい福祉プランの策定について

- ①えにわ障がい福祉プランの基本的な考え方について 資料2-1
- ②アンケート調査について 資料2-2
- ③第7期恵庭市障がい者福祉計画の施策の体系について 資料2-3
- ④基本指針（成果目標）について  
(第6期障がい福祉計画および第2期障がい児福祉計画) 資料2-4

### （3）恵庭市障がい者相談支援事業の公募について 資料3

### （4）農福連携事業について 資料4

### （5）恵庭市手話言語条例による施策を推進するための具体的取組について 資料5

- 5 閉会

※次回開催予定 令和2年10月2日（金）10:00～

<MEMO>

恵庭市社会福祉審議会障害者福祉専門部会 委員名簿

任期 令和元年5月27日から令和3年5月26日

区分		氏 名	所 属	役 職
関係機関・団体	1	津 田 久	恵庭市社会福祉協議会	会 長
	2	下 原 干 城	恵庭市町内会連合会	会 長
	3	佐 山 美惠子	恵庭市地域女性連絡会	会 計
	4	葉 袋 真 也	恵庭商工会議所	総務運営課長
	5	高 橋 光 彦	日本医療大学	教 授
福祉関係	6	寺 田 節 子	恵庭市民生委員児童委員連絡協議会	副会長
	7	武 田 憲 明	恵庭光と風の里	施設長
障害者団体	8	泉 司	恵庭身体障害者福祉協会	会 長
	9	高 橋 友 春	恵庭市手をつなぐ育成会	理 事
	10	高 橋 正 俊	恵庭市精神障害者家族会かしわ会	会 長
	11	笹 嶋 明 美	恵庭発達障がいネットワーク すくらむ	代 表

順不同・敬称略



○恵庭市社会福祉審議会条例

平成17年3月30日

条例第8号

改正 平成18年6月21日条例第20号

(設置)

第1条 恵庭市における社会福祉の推進を図るため、恵庭市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 市が策定する社会福祉の計画に関すること。
- (2) 市が実施する社会福祉事業の推進に関すること。
- (3) その他市長が社会福祉推進のため、必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員13名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 知識及び経験を有する者
- (2) 関係機関又は団体の推薦する者
- (3) 公募で選考した者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(専門部会の設置等)

第7条 審議会に、次の専門部会を置くことができる。

- (1) 高齢者福祉・介護保険専門部会
- (2) 障害者福祉専門部会
- (3) 児童福祉専門部会
- (4) その他市長が必要と認める専門部会

2 専門部会の委員は、13名以内とする。

3 専門部会の委員は、会長が審議会の委員の中から指名する。

4 前項の規定にかかわらず、市長は、専門部会の審議のために必要と認める場合は、専門部会の委員を委嘱することができる。

5 専門部会の委員の任期は、市長が定める期間とする。

6 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

7 部会長及び副部会長は、第3項の規定により指名された委員の互選により定める。

8 専門部会は、審議会から付託された事項を審議し、部会長はその結果を会長に報告するものとする。

9 その他専門部会の会議については、第5条及び前条の規定を準用する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(恵庭市次世代育成支援対策推進協議会条例等の廃止)

2 次の各号に掲げる条例は、廃止する。

(1) 恵庭市次世代育成支援対策推進協議会条例(平成16年条例第8号)

(2) 恵庭市高齢化対策協議会条例(平成14年条例第17号)

(3) 恵庭市障害者の住みよいまちづくり推進協議会条例(平成14年条例第15号)

(恵庭市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 恵庭市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年条例第14号)の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

附 則(平成18年6月21日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

---

## 会議資料

---

令和2年度 第1回社会福祉審議会障害者福祉専門部会

日時：令和2年8月4日（火）15：30～

場所：恵庭市福祉会館2階 大会議室



## (1) えにわ障がい福祉プランの取組み状況について

---

### ①第5期恵庭市障がい福祉計画の取組み状況

### Ⅲ 第5期恵庭市障がい福祉計画

#### 1 はじめに

障害者総合支援法第88条の規定に基づき、国が示す基本指針に沿い、「第5期恵庭市障がい福祉計画」を策定します。

第5期恵庭市障がい者福祉計画の理念を実現するために、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業に関して、どのように実施していくかを明らかにして、障害福祉サービス等の各年度における見込量やサービス提供体制の確保方策等を示します。

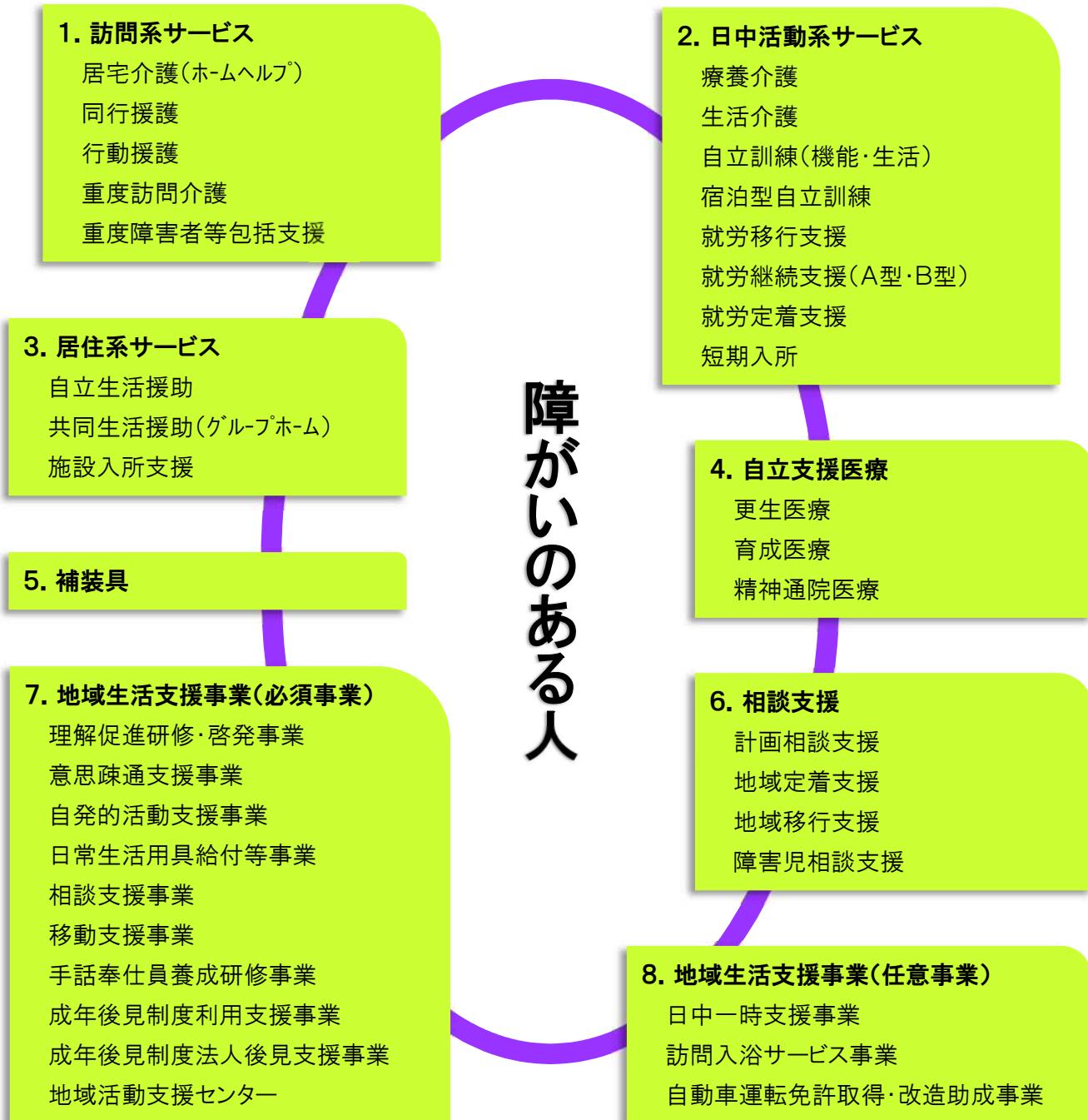
#### 2 障がい者支援サービス体系

障がいのある人に対する支援サービスは、障害者総合支援法及び児童福祉法に定める障害福祉サービスを表します。これらのサービスは、障がいのある人の自立を支援することを目的に、利用者に対して個別に必要な給付をする「自立支援給付」と、利用者の状況に応じ市町村の創意工夫により実施する「地域生活支援事業」から構成されています。

自立支援給付は、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、自立支援医療、補装具、相談支援に区分され、さらに実際の福祉サービスに分かれています。

地域生活支援事業は、必須事業と任意事業に区分され、そして実際に利用する事業に分かれています。

## ■ 障がい者支援サービス体系 ■



### **3 地域移行等の目標**

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援などの課題に対応するために、平成32年度を目標年度とし次の目標を設定します。

#### **(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行**

福祉施設に入所している障がいのある人が、グループホームや一般住宅など地域生活に移行する人の目標値を設定します。

①平成32年度末の時点の施設入所者数を、平成28年度末時点の9%以上の人のが地域生活に移行することを目指します。

②平成32年度末の時点の施設入所者数を、平成28年度時点の施設入所者数から2%以上減少することを目指します。

計画		進捗		
項目	数値	備考	R1実績	R2見込
平成28年度末の入所者数(A)	95人		—	—
①平成32年度末の地域生活に移行数(B)	9人	(A)の9%	5人	6人
②平成32年度末施設入所者の減少見込数(C)	2人	(A)の2%	6人	7人

#### **(2)福祉施設から一般就労への移行**

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度までに一般就労に移行する人の目標値を設定します。

①平成32年度末の一般就労への移行者数を、平成28年度の移行実績の1.5倍以上の増加を目標とします。

②平成32年度末の就労移行支援事業の利用者数を、平成28年度末の2割以上の増加を目標とします。

項目	数値	目標値		進捗	
①平成28年度の一般就労者数	13人	▶ 平成32年度	20人	平成30年度(実績)	13人
②平成28年度の就労移行支援事業の利用者数	22人	▶ 平成32年度 (令和2年度)	27人	令和2年度(見込)	14人

### (3) 地域生活支援拠点の整備

入所施設等から地域生活への移行、地域生活の維持継続のための支援等のニーズに対応したサービス提供体制を整えるために、地域生活の拠点づくりが必要となっています。平成32年度末までに<sup>1)</sup>札幌障がい保健福祉圏域において、地域生活支援拠点等を少なくとも1か所整備することを目指していきます。

項目	目標	進捗
地域生活支援拠点の整備	平成32年度末までに札幌圏域に少なくとも1か所	令和2年度までに札幌市(札幌圏域)で整備の見込み

### (4) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築のため、平成32年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置を目指します。また、長期入院患者の地域移行に伴う本市における利用者数の目標数を下記のとおり定めます。

項目	目標	進捗
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	平成32年度末までに設置	令和2年度末までに設置の見込み
精神障がいにかかる長期入院患者の地域生活への移行に伴う基盤整備量(利用者数)	平成32年度末で7人	令和元年度末で0人

<sup>1)</sup>※障がい保健福祉圏域 北海道では、障がい者施策の積極的な推進を図るため人口規模等に応じて、道内 21 箇所の広域的な障がい保健福祉圏域を設定しています。恵庭市は、石狩市、当別町、新篠津村、札幌市、江別市、北広島市、千歳市と共に「札幌圏域」に位置づけられています。

## 4 障害福祉サービス等の実施状況及び見込量

前計画期間における障害福祉サービス等の利用実績を分析し、各年度における障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の事業区分ごとの必要な見込量を定めます。

### (1)訪問系サービス

#### 居宅介護(ホームヘルプ)

居宅で、入浴、排せつ、食事の介護や調理、掃除等の家事援助、並びに生活等に関する相談及び助言を行います。

**主な利用者／障害支援区分が「区分1」以上**

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31(実績)	H32(見込)
利用者数(人/月)	63	61	55	64(51)	65(52)	66(51)
利用時間数(時間/月)	799	788	664	552(528)	561(581)	569(543)

#### 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的・精神障がいにより常に介護を必要とする人に対し、居宅で身体介護や生活援助及び移動中の介護を総合的に行います。

**主な利用者／障害支援区分が区分4以上であって、次のいずれかに該当する人**

- ① 二肢以上に麻痺等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が必要」以外と認定されている人
- ② 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である人

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31(実績)	H32(見込)
利用者数(人/月)	1	1	1	2(1)	2(1)	2(1)
利用時間数(時間/月)	3	366	475	732(569)	732(630)	732(726)

## 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出時、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や外出先での必要な援助を行います。

**主な利用者**／独自の評価指標である同行援護アセスメント票の基準を満たす、視覚に障がいがあり、移動に著しい困難を有する人

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31(実績)	H32(見込)
利用者数(人/月)	15	15	13	17(12)	21(11)	21(10)
利用時間数(時間/月)	175	176	157	199(127)	246(133)	246(122)

## 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する場合に、危険回避するための必要な援護、外出介護を行います。

**主な利用者**／障害支援区分が「区分3」以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である人

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31(実績)	H32(見込)
利用者数(人/月)	3	3	4	6(6)	12(11)	24(18)
利用時間数(時間/月)	18	16	26	34(34)	68(39)	136(48)

## 重度障害者等包括支援

重度障がいがある人に、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に行います。

**主な利用者／障害支援区分が「区分6」であって、次のいずれかに該当する人**

- ① 四肢に麻痺等があり、人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がいのある人
- ② 四肢に麻痺等がある、最重度の知的障がいがある人
- ③ 障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等の合計点数が10点以上である人

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31(実績)	H32(見込)
利用者数(人/月)	0	0	0	1(0)	1(0)	1(0)
利用時間数(時間/月)	0	0	0	80(0)	80(0)	80(0)

## (2)日中活動系サービス

### 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をしています。

**主な利用者／次のいずれかに該当する人**

- ① 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人であって、障害支援区分が「区分6」の人
- ② 筋ジストロフィー患者又は重症心身障がいの人であって、障害支援区分が「区分5」以上の人等

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31(実績)	H32(見込)
利用者数(人/月)	8	8	8	9(9)	9(9)	9(10)
利用量(人日/月)( <sup>2</sup> ※)	244	242	241	273(269)	273(274)	273(292)

<sup>2</sup>※人日/月 延べ数を示す単位です。 1人が10回利用=1\*10=10人日/月、2人がそれぞれ5日利用=2\*5=10人日/月と表します。

## 生活介護

常時介護を必要とする人に、福祉施設において主に昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

**主な利用者**／常時介護が必要な障がいのある人で、障害支援区分が一定以上である人

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31(実績)	H32(見込)
利用者数(人/月)	193	198	202	200(197)	202(199)	204(198)
利用量(人日/月)	3,820	3,745	3,800	3,826(3,795)	3,864(3,791)	3,902(3,787)

## 自立訓練(機能訓練)

常時介護を必要とする人に、福祉施設において主に昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

**主な利用者**／一定の支援が必要な身体障がいのある人と難病患者

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31(実績)	H32(見込)
利用者数(人/月)	1	1	1	2(1)	2(2)	2(3)
利用量(人日/月)	7	5	2	8(7)	8(19)	8(59)

## 自立訓練(生活訓練)

知的障がい又は精神障がいのある人に対して、自立した日常生活又は社会生活が営めるように、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

**主な利用者**／一定の支援が必要な知的障がいのある人、精神障がいのある人

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31(実績)	H32(見込)
利用者数(人/月)	3	4	4	7(4)	7(5)	7(6)
利用量(人日/月)	51	59	60	82(74)	82(90)	82(110)

## 宿泊型自立訓練

居室その他の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言などを行います。

**主な利用者**／知的障がいのある人、精神障がいのある人

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31(実績)	H32(見込)
利用者数(人/月)	3	5	5	6(5)	6(5)	6(5)
利用量(人日/月)	89	136	136	135(131)	135(134)	135(133)

## 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

**主な利用者**／就労を希望する65歳未満の障がいのある人で、通常の事業所に雇用されることが見込まれる人

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31(実績)	H32(見込)
利用者数(人/月)	21	22	18	25(18)	26(15)	27(14)
利用量(人日/月)	379	369	310	435(310)	452(320)	470(325)

## 就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

A型(雇用型)／通常の事業所に雇用されることが困難な方に対し、雇用契約に基づく就労機会の提供等を行います。

B型(非雇用型)／雇用契約を行わず、就労の機会や生産活動等の場の提供等を行います。

主な利用者／障がいのある人

A型(雇用型)		利用実績			見込量		
年度		H27	H28	H29	H30(実績)	H31(実績)	H32(見込)
利用者数(人/月)		28	43	52	67(57)	72(54)	77(55)
利用量(人日/月)		559	823	1,014	1,229(1,092)	1,321(1,075)	1,413(1,107)
B型(非雇用型)		利用実績			見込量		
年度		H27	H28	H29	H30(実績)	H31(実績)	H32(見込)
利用者数(人/月)		155	166	172	155(176)	157(207)	159(227)
利用量(人日/月)		2,516	2,526	2,579	2,437(2,755)	2,469(3,180)	2,500(3,531)

## 就労定着支援 New !

一般就労へ移行した障がいのある人の就労によって生じる生活面での課題について、就労の継続を図るために企業や自宅を訪問するなどして、課題解決に向けて必要な連絡調整や指導、助言などを行います。

主な利用者／生活介護や自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を利用して一般就労へ移行した障がいのある人

	利用実績			見込量		
年度	H27	H28	H29	H30(実績)	H31(実績)	H32(見込)
利用者数(人/月)	—	—	—	2(0)	2(3)	2(3)
利用量(人日/月)	—	—	—	12(0)	12(3)	12(3)

### 短期入所(ショートステイ)

家族などの介護者の理由(疾病・出産・冠婚葬祭・学校等の公的行事及び旅行等)により、施設に短期間、入所することができます。

**主な利用者**／在宅の障がいのある人で、障害支援区分が「区分1」以上か、在宅の障がいのある児童で障害児短期入所「区分1」以上の人

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31(実績)	H32(見込)
利用者数(人/月)	21	24	26	24(25)	26(28)	28(29)
利用量(人日/月)	166	127	163	156(154)	169(148)	182(141)

### (3)居住系サービス

#### 自立生活援助 *New!*

定期的に訪問し、生活に必要な助言や連絡調整を行うとともに、相談や要請がある場合は随時の対応も行います。

**主な利用者**／障害者支援施設やグループホームなどを利用していて、一人暮らしを希望する障がいのある人

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31(実績)	H32(見込)
利用者数(人/月)	—	—	—	2(0)	2(0)	2(0)
利用量(人日/月)	—	—	—	12(0)	12(0)	12(0)

#### 共同生活援助(グループホーム)

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他日常生活上の援助を行います。

**主な利用者**／障害支援区分が「区分1」以上である人

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31(実績)	H32(見込)
利用者数(人/月)	75	79	82	78(83)	80(90)	82(94)
利用量(人日/月)	2,170	2,209	2,287	2,218(2,383)	2,275(2,515)	2,332(2,637)

## 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

**主な利用者／障がいのある人(原則として、障害支援区分が一定以上である人)**

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31(実績)	H32(見込)
利用者数(人/月)	97	95	92	98(90)	100(89)	102(88)
利用量(人日/月)	2,929	2,785	2,673	2,916(2,628)	2,976(2,611)	3,005(2,581)

## (4)自立支援医療 (見込量等は設定しません)

### 自立支援医療

心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

**主な利用者／障がいのある人(原則として、障害支援区分が一定以上である人)**

R1年度実績(延べ) 更生医療238人 育成医療34人

区 分	対 象 者
精神通院医療	精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患有する人で、通院による精神医療を継続的に要する人
更生医療	身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた人で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により、確実に効果が期待できる人(18歳以上)
育成医療	身体に障がいを有する児童で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる人(18歳未満)

## (5)補装具 (見込量等は設定しません)

### 補装具

障がいのある人が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障がい児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体機能を補完・代替する用具費を支給します。

**主な利用者／補装具を必要とする障がいのある人、障がいのある児童、難病患者など**

R1年度実績 147件

## (6)相談支援

### 計画相談支援

障害福祉サービスの利用や変更を申請する時に、障がいのある人の心身の状況等を勘案した「サービス等利用計画」を作成し、モニタリングを実施します。

**主な利用者／障害福祉サービスの利用を希望する人**

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31(実績)	H32(見込)
実利用者数(人)	335	413	509	563(502)	598(532)	633(544)

### 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神障がいのある人について、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。

**主な利用者／次のいずれかに該当する人**

- ① 障害者支援施設や療養介護施設に入所している人
- ② 精神科病院に入院している精神障がいのある人
- ③ 生活保護法で規定する救護施設・更生施設や刑務所・少年刑務所・拘置所・少年院などに入所している障がいのある人

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31(実績)	H32(見込)
実利用者数(人)	1	2	1	3(0)	3(0)	3(0)

## 地域定着支援

居宅において単身等で生活する障がいのある人につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談などの支援を行います。

主な利用者／次のいずれかに該当する人

- ① 居宅において単身であるために緊急時の支援が見込めない人
- ② 居宅において家族が同居している障がいのある人であっても当該家族が障がいや疾病等のため緊急時の支援が見込めない人（障害者支援施設や精神科病院等を退所・退院した人など、地域生活が不安定な人を含む）

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31(実績)	H32(見込)
実利用者数(人)	0	1	0	2(1)	2(0)	2(0)

## (7)地域生活支援事業(必須事業)

### 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人に対する理解を深めるために、研修会やイベントの開催、発達障がいなどに関する啓発冊子の配布等、各種啓発活動を行います。

主な対象者／すべての市民

～令和元年度の取り組み～

恵庭市新任管理職員研修会、恵庭市新規採用職員研修、職員手話研修(全20回)

手話言語条例制定記念イベント、差別解消法周知啓発オリジナルポケットティッシュ発注

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

### 自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族及び地域住民が自発的に行う活動を支援します。

主な対象者／障がいのある人、その家族など

～R1年度の取り組み～

心身障がい者ボウリング大会、研修セミナー(恵庭視覚障がい者フロンティア協会)

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

## 相談支援事業

市と障がい者総合相談支援センターが連携して障がいのある人や、その家族等からの相談に応じて必要な援助を行います。

**主な利用者／障がいのある人、その家族など**

R1年度実績 基本相談8,910件・2,503人(実人数) 住宅入居等支援77件

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
障害者相談支援事業 (箇所)	1	1	1	1	1	1
市町村相談支援事業機能 強化事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	—	—	—	—	—	—

## 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて、または一部について補助を行います。

**主な利用者／身寄りのない知的障がいのある人又は精神障がいのある人で、自らの申し立てが困難であり、本人の福祉を図るために後見等開始の審判請求が特に必要であると認められた人**

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31(実績)	H32(見込)
実利用者数(人)	—	0	0	1(1)	1(1)	1(1)

## 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、組織体制の構築、専門職による支援体制の構築を行います。

**主な利用者／法人後見を実施する団体**

R1年度 社会福祉協議会委託 相談件数 合計111件(認知53件、知的11件、精神15件、その他32件)

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

### 意思疎通支援事業

窓口に、手話通訳者を設置し、相談を円滑に行うとともに、聴覚、言語機能、音声機能等の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳や要約筆記を行う者を派遣します。

**主な利用者**／聴覚、言語機能、音声機能等の障がいにより、会話による意思疎通が困難な身体障がいのある人

#### 〈手話通訳者・要約筆記者派遣事業〉

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31(実績)	H32(見込)
実利用者数(人/年)	31	31	33	34(41)	36(25)	38(22)

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31(実績)	H32(見込)
実設置者数(人)	1	1	1	1(1)	1(1)	1(1)

### 日常生活用具給付等事業

重度障がいのある人等に対し、日常生活用具を給付又は貸与します。

**主な利用者**／原則として、在宅の身体障がいのある人・知的障がいのある人・難病患者等であつて、当該用具を必要と認められる人

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31(実績)	H32(見込)
介護・訓練支援用具	1	5	3	2(1)	4(5)	7(6)
自立生活支援用具	17	10	15	13(15)	19(14)	27(14)
在宅療養等支援用具	35	31	17	32(17)	33(21)	35(23)
情報・意思疎通支援用具	14	17	4	16(6)	16(8)	16(11)
排泄管理支援用具	794	784	789	835(808)	841(805)	847(813)
居宅生活動作補助用具	1	0	1	1(2)	1(2)	1(3)
合計件数	862	847	829	899(849)	914(855)	933(870)

## 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人との交流活動の促進を図るため、手話奉仕員の養成研修を行います。

主な対象者／すべての市民

※修了者	利用実績			見込量			
	年度	H27	H28	H29	H30(実績)	H31(実績)	H32(見込)
登録者数(人/年)		4	20	10	15(22)	15(9)	15(9)

## 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がいのある人が、外出及び余暇活動等の社会参加のための外出をするとき、(ガイド)ヘルパーを派遣し移動の支援を行います。

主な利用者／屋外での移動に困難がある障がいのある人(知的障がいのある人、精神障がいのある人又は児童で重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者包括等支援の支給決定を受けていない人)

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31(実績)	H32(見込)
実利用者数(人/年)	24	25	36	48(42)	59(42)	74(45)
延べ利用時間数 (時間/年)	1,465	1,028	1,214	1,629(1,201)	2,036(921)	2,545(802)

## 地域活動支援センター

障がいのある人に、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センターを運営します。

主な利用者／障がいのある人

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31(実績)	H32(見込)
実施箇所数	1	1	1	1(1)	1(1)	2(1)

## (8)地域生活支援事業(任意事業)

### 自動車運転免許取得・改造助成事業

運転免許の取得又は自動車の駆動装置等の一部改造を行うことにより社会参加が見込まれる人に、免許取得費用又は改造に要する費用の一部を助成します。

**主な利用者／身体障がいのある人で、一定以上の等級の人**

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31(実績)	H32(見込)
実利用者数(人)	6	1	3	5(3)	5(1)	5(1)

### 訪問入浴サービス事業

看護師及びヘルパーが乗車した入浴車が、対象者の世帯を訪問し、入浴介護サービスを行います。

**主な利用者／自宅での入浴介助や、デイサービスセンターでの入浴サービスを利用することが困難な重度身体障がいのある人**

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31(実績)	H32(見込)
実利用者数(人)	2	4	5	4(4)	4(2)	4(1)

### 日中一時支援事業(デイサービス)

障害者支援施設等において障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人等を日常的に介護している家族の介護負担の軽減を図ります。

**主な利用者／市内に居住する在宅の障がいのある人で、日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な人**

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31(実績)	H32(見込)
実利用者数(人)	10	13	13	14(20)	14(20)	14(25)

## **5 障害福祉サービス等の見込量の確保に向けて**

障害福祉の各種サービスなど、必要な人が利用できるよう見込量の把握に努めるとともに、相談支援に係るニーズの把握に努めます。

また、障がい者地域自立支援協議会などのネットワーク機能を活用し、これら障害福祉サービス等の利用実績や障がい福祉制度などに関する情報提供を行い、事業者や関係機関等へフィードバックすることで、事業所開設や新規参入の促進に努めます。

地域生活支援事業については、必要な事業を継続して実施するとともに、地域の障がい者の実情に合わせた事業実施に努めます。

第5期障がい福祉計画の取組み状況について（数値計画のみ抜粋）

(1) 訪問系サービス（えにわ障がい福祉プラン P24～26）

項目	区分	第4期	第5期		
		H29	H30	R1	R2（見込）
居宅介護	利用者数 (人/月)	計画	63	64	65
		実績	55	51	52
		計画比	87.3%	79.7%	80%
	利用時間数 (時間/月)	計画	544	552	561
		実績	664	528	581
		計画比	122.1%	95.7%	103.6%
重度訪問 介護	利用者数 (人/月)	計画	1	2	2
		実績	1	1	1
		計画比	100%	50%	50%
	利用時間数 (時間/月)	計画	366	732	732
		実績	475	569	630
		計画比	129.8%	77.7%	86.1%
同行援護	利用者数 (人/月)	計画	15	17	21
		実績	13	12	11
		計画比	86.7%	70.6%	52.4%
	利用時間数 (時間/月)	計画	176	199	246
		実績	157	127	133
		計画比	89.2%	63.8%	54.1%
行動援護	利用者数 (人/月)	計画	3	6	12
		実績	4	6	11
		計画比	133.3%	100%	91.7%
	利用時間数 (時間/月)	計画	17	34	68
		実績	26	34	39
		計画比	152.9%	100%	57.4%
重度障害 者等包括 支援	利用者数 (人/月)	計画	0	1	1
		実績	0	0	0
		計画比	0%	0%	0%
	利用時間数 (時間/月)	計画	0	80	80
		実績	0	0	0
		計画比	0%	0%	0%

(2) 日中活動系サービス (えにわ障がい福祉プラン P26~30)

項目	区分	第5期			
		H29	H30	R1	R2(見込)
療養介護	利用者数 (人/月)	計画	8	9	9
		実績	8	9	10
		計画比	100%	100%	111.1%
	利用量 (人日/月)	計画	243	273	273
		実績	241	269	274
		計画比	99.2%	98.5%	100.4%
生活介護	利用者数 (人/月)	計画	198	200	204
		実績	202	197	198
		計画比	102%	98.5%	98.5%
	利用量 (人日/月)	計画	3,788	3,826	3,864
		実績	3,800	3,795	3,791
		計画比	100.3%	99.2%	98.1%
自立訓練 (機能訓練)	利用者数 (人/月)	計画	1	2	2
		実績	1	1	2
		計画比	100%	50%	100%
	利用量 (人日/月)	計画	6	8	8
		実績	2	7	19
		計画比	33.3%	87.5%	237.5%
自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (人/月)	計画	4	7	7
		実績	4	4	6
		計画比	100%	57.1%	71.4%
	利用量 (人日/月)	計画	55	82	82
		実績	60	74	110
		計画比	109.1%	90.2%	109.8%
宿泊型自立 訓練	利用者数 (人/月)	計画	5	6	6
		実績	5	5	5
		計画比	100%	83.3%	83.3%
	利用量 (人日/月)	計画	113	135	135
		実績	136	131	134
		計画比	120.4%	97%	99.3%

項目	区分	第4期	第5期		
		H29	H30	R1	R2（見込）
就労移行支援	利用者数 (人/月)	計画	22	25	26
		実績	18	18	15
		計画比	81.8%	72%	57.7%
	利用量 (人日/月)	計画	374	435	452
		実績	310	310	320
		計画比	82.9%	71.3%	70.8%
就労継続支援 A型	利用者数 (人/月)	計画	66	67	72
		実績	52	57	54
		計画比	78.8%	85.1%	75%
	利用量 (人日/月)	計画	1,212	1,229	1,321
		実績	1,014	1,092	1,075
		計画比	83.7%	88.9%	81.4%
就労継続支援 B型	利用者数 (人/月)	計画	161	155	157
		実績	172	176	207
		計画比	106.8%	113.5%	131.8%
	利用量 (人日/月)	計画	2,521	2,437	2,469
		実績	2,579	2,755	3,180
		計画比	102.3%	113%	128.8%
就労定着支援	利用者数 (人/月)	計画	—	2	2
		実績	0	0	3
		計画比	—	0%	150%
	利用量 (人日/月)	計画	—	12	12
		実績	0	0	3
		計画比	—	0%	25%
短期入所 (ショートステイ)	利用者数 (人/月)	計画	23	24	26
		実績	26	25	28
		計画比	113%	104.2%	107.7%
	利用量 (人日/月)	計画	147	156	169
		実績	163	154	148
		計画比	110.9%	98.7%	87.6%
					77.5%

(3) 居住系サービス (えにわ障がい福祉プラン P30~31)

項目		区分	第4期			第5期	
			H29	H30	R1	R2(見込)	
自立生活 援助	利用者数 (人/月)	計画	—	2	2	2	
		実績	—	0	0	0	
		計画比	—	0%	0%	0%	
	利用量 (人日/月)	計画	—	12	12	12	
		実績	—	0	0	0	
		計画比	—	0%	0%	0%	
共同生活 援助 (グループ ホーム)	利用者数 (人/月)	計画	77	78	80	82	
		実績	82	83	90	94	
		計画比	106.5%	106.4%	112.5%	114.6%	
	利用量 (人日/月)	計画	2,189	2,218	2,275	2,332	
		実績	2,287	2,383	2,515	2,637	
		計画比	104.5%	107.4%	110.5%	113.1%	
施設入所 支援	利用者数 (人/月)	計画	96	98	100	102	
		実績	92	90	89	88	
		計画比	95.8%	91.8%	89%	86.3%	
	利用量 (人日/月)	計画	2,857	2,916	2,976	3,005	
		実績	2,673	2,628	2,611	2,581	
		計画比	93.6%	90.1%	87.7%	85.9%	

(6) 相談支援 (えにわ障がい福祉プラン P32~33)

項目		区分	第4期			第5期	
			H29	H30	R1	R2(見込)	
計画相談 支援	実利用者数 (人)	計画	509	563	598	633	
		実績	509	502	532	544	
		計画比	100%	89.2%	89%	85.9%	
地域移行 支援	実利用者数 (人)	計画	2	3	3	3	
		実績	1	0	0	0	
		計画比	50%	0%	0%	0%	
地域定着 支援	実利用者数 (人)	計画	1	2	2	2	
		実績	0	1	0	0	
		計画比	0%	50%	0%	0%	

(7) 地域生活支援事業（必須事業）（えにわ障がい福祉プラン P34～36）

項目	区分	第4期	第5期		
		H29	H30	R1	R2（見込）
成年後見制度 利用支援事業	実利用者 数（人）	計画	1	1	1
		実績	1	1	1
		計画比	100%	100%	100%
意思疎通支援 事業	実利用者 数（人）	計画	32	34	36
		実績	33	41	25
		計画比	103.1%	120.6%	69.4%
	実設置者 数（人）	計画	1	1	1
		実績	1	1	1
		計画比	100%	100%	100%
日常生活用具					
介護・訓練 支援用具	利用件数 (件)	計画	2	2	4
		実績	3	1	5
		計画比	150%	50%	125%
自立生活 支援用具	利用件数 (件)	計画	12	13	19
		実績	15	15	14
		計画比	125%	115.4%	73.7%
在宅療養 支援用具	利用件数 (件)	計画	31	32	33
		実績	17	17	21
		計画比	54.8%	53.1%	63.6%
情報・意思 疎通支援 用具	利用件数 (件)	計画	16	16	16
		実績	4	6	8
		計画比	25%	37.5%	50%
排泄管理 支援用具	利用件数 (件)	計画	835	841	841
		実績	789	808	805
		計画比	94.5%	96.1%	95.7%
居宅生活活動 作補助用具	利用件数 (件)	計画	1	1	1
		実績	1	2	2
		計画比	100%	200%	200%
合計	利用件数 (件)	計画	860	899	914
		実績	829	849	855
		計画比	96.4%	94.4%	93.5%
					93.2%

項目	区分	第5期			
		H29	H30	R1	R2（見込）
手話奉仕員 養成研修 事業	登録者数 (人)	計画	10	15	15
		実績	10	22	9
		計画比	100%	146.7%	60%
移動支援 事業	実利用者数 (人)	計画	38	48	59
		実績	36	42	42
		計画比	94.7%	87.5%	71.2%
延べ利用 時間数 (時間/年)	延べ利用 時間数 (時間/年)	計画	1,303	1,629	2,036
		実績	1,214	1,201	921
		計画比	93.2%	73.7%	45.2%
					31.5%

（8）地域生活支援事業（任意事業）（えにわ障がい福祉プラン P37）

項目	区分	第5期			
		H29	H30	R1	R2（見込）
自動車運転 免許取得・改 造助成事業	実利用者 数（人）	計画	4	5	5
		実績	3	3	1
		計画比	75%	60%	20%
訪問入浴サ ービス事業	実利用者 数（人）	計画	3	4	4
		実績	5	4	2
		計画比	166.7%	100%	50%
日中一時支 援事業（デイ サービス）	実利用者 数（人）	計画	13	14	14
		実績	13	20	20
		計画比	100%	142.9%	142.9%
					178.6%

(1) えにわ障がい福祉プランの取組み状況について

---

②第1期恵庭市障がい児福祉計画の取組み状況

## IV 第1期恵庭市障がい児福祉計画

### 1 はじめに

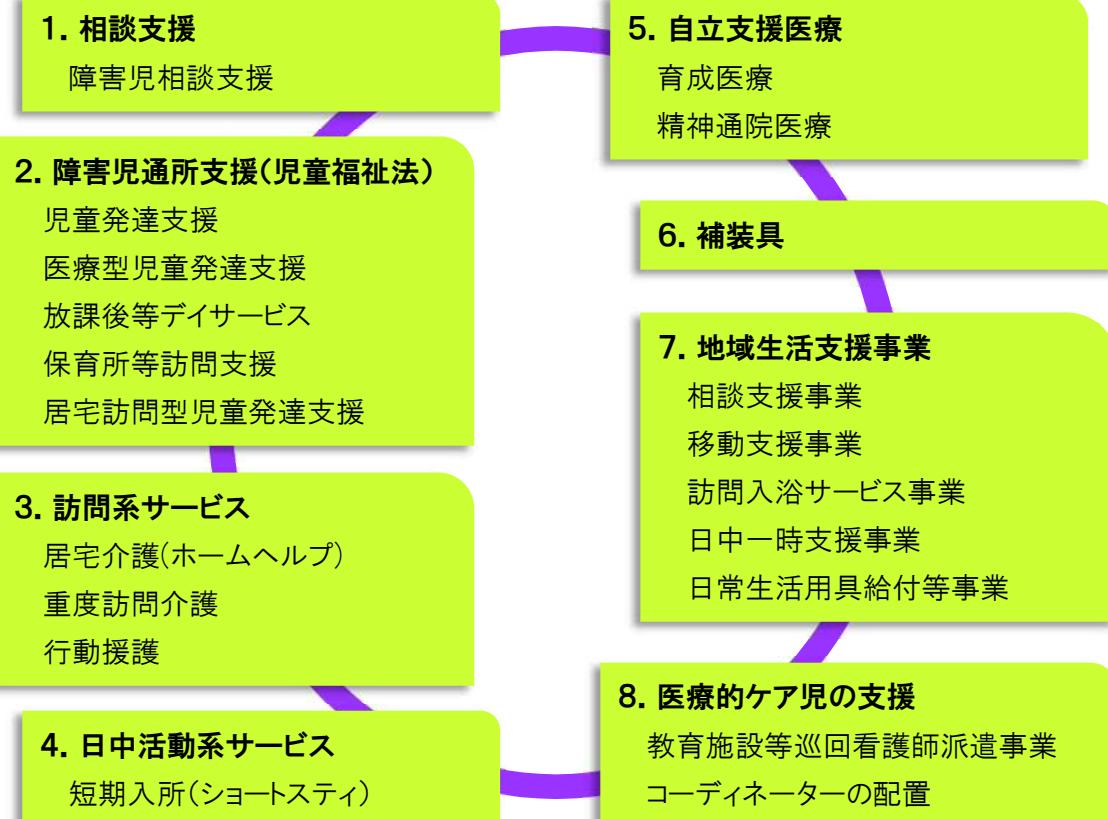
障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20の規定の規定に基づき、国が示す基本指針に沿い、「第1期恵庭市障がい児福祉計画」を策定します。

第6期恵庭市障がい者福祉計画の理念を実現するために、障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援及び地域生活支援事業に関して、どのように実施していくかを明らかにして、障がい児支援サービス等の各年度における見込量やサービス提供体制の確保方策等を示します。

### 2 障がい児支援サービス体系

障がいのある児童に対する支援サービスは、障害者総合支援法及び児童福祉法に定める障がい福祉サービスを表します。これらのサービスは発達が心配な児童や障がいのある児童の療育や生活を支援することを目的に、利用者に対して個別に必要な給付をする「自立支援給付」と児童福祉法に基づく「障害児通所給付」、市町村の創意工夫による実施する「地域生活支援事業」から構成されています。

#### ■障がい児支援サービス体系■



### **3 提供体制の整備**

#### **(1)児童発達支援センターの設置**

発達が心配な児童や障がいのある児童が日常生活における基本動作の指導や、自活に必要な知識・技能や集団生活の適応のための訓練を行います。通所支援と保育所等訪問支援・障害児相談支援、居宅訪問型児童発達支援などのほか、市内事業への指導・助言などを行います。  
設置については北海道の方針を踏まえ、平成32年度までの設置に関して検討をすすめます。

項 目	目 標	進 捗
児童発達支援センターの設置	平成32年度末までに設置	※

※設置については北海道の方針を踏まえ、恵庭市子ども発達支援センターを児童発達支援センターと同等の機能を有する施設として、平成31年2月13日北海道より「市町村中核子ども発達支援センター」の認定を受けています。

#### **(2)保育所等訪問支援**

児童が集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を発達が心配な児童や障がい児本人とスタッフに行います。

項 目	目 標	進 捗
保育所等訪問支援	継続実施(実施1事業所)	継続実施中(実施1事業所)

#### **(3)重症心身障がい児の支援**

重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後デイサービスの通所支援サービスを行います。

項 目	目 標	進 捗
重症心身障がい児の支援	継続実施(実施1事業所)	継続実施中(実施1事業所)

#### **(4)医療的ケア児支援の協議体制づくり**

医療的ケア児が適切な支援を受けることができるよう、恵庭市障がい者自立支援協議会において協議の場を設置します。

項 目	目 標	進 捗
医療的ケア児支援の協議の場	平成30年度末までに設置	平成30年度に設置

## **4 障害福祉サービス等の実施状況及び見込量**

前計画期間における障害児福祉サービス等の利用実績を分析し、各年度における障害児福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の事業区分ごとの必要な見込量を定めます。

### **(1)相談支援**

#### **障害児相談支援**

発達が心配な児童や障がいのある児童が障害児通所支援等を利用する時に、心身の状況や環境、保護者の意向等を考慮し「障害児支援利用計画」を作成し、通所支援開始後は一定期間ごとに利用計画が適切かモニタリングを行い見直し等の援助を実施します。

**主な利用者／障害児通所支援を利用するすべての児童**

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31(実績)	H32(見込)
実利用者数(人)	191	222	248	248(239)	253(275)	257(290)

### **(2)障害児通所支援**

#### **児童発達支援**

通所施設において、児童への日常生活における基本的動作の指導や知識・技能、集団生活への適応のための訓練等を行います。

**主な利用者／就学前の発達が心配な児童、就学前の障がいのある児童**

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31(実績)	H32(見込)
利用者数(人/月)	105	101	120	117(106)	119(129)	121(134)
利用量(人日/月)	381	346	476	563(428)	572(512)	581(531)

## 医療型児童発達支援

通所施設において児童への日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練及び医療機関と連携した治療を行います。

**主な利用者／**肢体や体幹機能の障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31(実績)	H32(見込)
利用者数(人/月)	0	0	0	1(0)	2(0)	2(0)
利用量(人日/月)	0	0	0	2(0)	4(0)	4(0)

## 放課後等デイサービス

通所施設において放課後又は夏休み等の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう必要な支援を行います。

**主な利用者／**就学している障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31(実績)	H32(見込)
利用者数(人/月)	116	116	128	129(130)	130(146)	132(156)
利用量(人日/月)	994	1,185	1,295	1,927(1,327)	1,937(1,436)	1,967(1,512)

## 保育所等訪問支援

発達が心配な児童や障がいのある児童が日常通っている保育所等を専門職員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援やスタッフへの助言などを行います。

**主な利用者／**集団生活を行う施設(保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校など)に通う発達が心配な児童、障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31(実績)	H32(見込)
利用者数(人/月)	1	1	2	1(3)	2(6)	2(10)
利用量(人日/月)	1	2	2	2(3)	4(4)	8(6)

## 居宅訪問型児童発達支援 *New!*

障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

**主な利用者／重症心身障がい児など重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童**

年度	見込量			進捗 R2年度に 設置
	H30	H31	H32	
利用者数		児童発達支援センターへの移行と併せて実施		

### (3)訪問系サービス

#### 居宅介護(ホームヘルプ)

居宅で、入浴、排せつ、食事の介護や調理、掃除等の家事援助、並びに生活等に関する相談及び助言を行います。

**主な利用者／障害支援区分が「区分1」以上に相当する障がいのある児童**

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31(実績)	H32(見込)
利用者数	4	4	7	4(7)	4(6)	5(6)
利用時間数(時間/月)	64	54	58	40(58)	40(46)	50(41)

#### 重度訪問介護

重度の肢体不自由者、又は重度の知的・精神障がいにより常に介護を必要とする児童に対し、居宅で身体介護や生活援助、及び移動中の介護を総合的に行います。

**主な利用者／障害支援区分が「区分4」以上に相当し、下記のいずれかに該当する障がいのある児童**

- ① 二肢以上に麻痺等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が必要」以外と認定されている児童
- ② 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である児童

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31(実績)	H32(見込)
利用者数(人/月)	2	2	2	2(2)	2(0)	3(1)
利用時間数(時間/月)	20	23	28	24(33)	24(0)	36(14)

#### 行動援護

行動上の困難があり常時介護が必要な場合に、危険を回避するための必要な援護、外出介護を行います。

**主な利用者／障害支援区分が「区分3」以上に相当する知的障がい又は精神障がいのある児童**

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31(実績)	H32(見込)
利用者数	0	0	0	0(0)	0(0)	1(0)
利用時間数(時間/月)	0	0	0	0(0)	0(0)	12(0)

#### (4)日中活動系サービス

##### 短期入所(ショートステイ)

家族などの介護者の理由(疾病・出産・冠婚葬祭・学校等の公的行事及び旅行等)により、施設に短期間、入所することができます。

**主な利用者**／在宅で障害児短期入所「区分1」以上に相当する障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31(実績)	H32(見込)
利用者数(人/月)	7	10	22	11(13)	11(17)	12(15)
利用量(人/月)	28	33	51	65(37)	65(31)	71(24)

#### (5)自立支援医療 (見込量等は設定しません)

##### 自立支援医療

心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

**主な利用者**／障がいのある児童(原則として、障害支援区分が一定以上である人)

区 分	対 象 者
育成医療	身体に障がいを有する児童で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる人(18歳未満)
精神通院医療	精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する人で、通院による精神医療を継続的に要する人

#### (6)補装具 (見込量等は設定しません)

##### 補装具

障がい児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体機能を補完・代替する用具費を支給します。

**主な利用者**／補装具を必要とする障がいのある児童

## (7)地域生活支援事業

### 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がいのある児童が、外出及び余暇活動等の社会参加のための外出をするとき、(ガイド)ヘルパーを派遣し移動の支援を行います。

**主な利用者**／屋外での移動に困難がある障がいのある児童(身体障がい、知的障がい、精神障がいがあり、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者包括等支援の支給決定を受けていない児童)

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31(実績)	H32(見込)
実利用者数(人/年)	26	21	14	15(10)	16(9)	17(7)
延べ利用時間数 (時間/年)	2,300	1,423	1,004	1,035(979)	1,104(987)	1,173(979)

### 訪問入浴サービス事業

看護師及びヘルパーが乗車した入浴車が対象者の世帯を訪問し、入浴介護サービスを行います。

**主な利用者**／自宅での入浴介助や、デイサービスセンターでの入浴サービスを利用することが困難な重度身体障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31(実績)	H32(見込)
実利用者数(人)	1	0	1	1(1)	1(1)	1(1)

### 日中一時支援事業

障害者支援施設等において障がいのある児童の日中における活動の場を確保し、障がいのある児童の家族の就労支援及び障がいのある児童等を日常的に介護している家族の介護負担の軽減を図ります。

**主な利用者**／日中にいて監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な、市内に居住する在宅の障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31(実績)	H32(見込)
実利用者数(人)	14	13	9	9(6)	9(11)	9(12)

### 日中一時支援事業(重度心身入浴型)

日中一時支援事業として、特殊浴槽及び寝台車両等の設備を有する事業所により入浴サービス等を提供し、家族の介護負担の軽減を図ります。

**主な利用者**／自宅での入浴が困難な重度身体障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31(実績)	H32(見込)
実利用者数(人)	4	5	6	6(6)	6(6)	6(6)

### (8)医療的ケア児の支援

#### 教育施設等巡回看護師派遣事業

教育施設等(保育所、幼稚園、認定こども園、学童クラブ、小学校、中学校)において巡回する看護師による医療的ケアを行います。

**主な利用者**／教育施設等において医療的ケアが必要な児童

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31(実績)	H32(見込)
実利用者数(人)	6	4	4	5(3)	5(5)	6(6)

#### コーディネーターの配置 *New!*

医療的ケア児に対する支援について関係機関等と調整し総合的な支援を提供するためにコーディネーターを配置します。

**主な利用者**／医療的ケアが必要な児童

年度	見込量			進捗
	H30	H31	H32	
コーディネーターの配置	医療的ケア児支援の協議の場の設置 により平成32年度末までに検討する			コーディネーター養成 研修の修了者1名。 今後の設置について は検討予定

## **5 障害福祉サービス等の見込量の確保に向けて**

障害福祉サービス及び障害児通所支援の各種サービスなど、必要な人が利用できるよう見込量の把握に努めるとともに、相談支援に係るニーズの把握に努めます。

また、障がい者地域自立支援協議会や新たに医療的ケア児支援の協議の場などのネットワーク機能を活用し、これら障害福祉サービス等の利用実績や障がい福祉制度などに関する情報提供を行い、事業者や関係機関等へフィードバックすることで、事業所開設や新規参入の促進に努めます。

地域生活支援事業については、必要な事業を継続して実施するとともに、地域の障がい児の実情に合わせた事業実施に努めます。

第1期障がい児福祉計画の取組み状況について（数値計画のみ抜粋）

(1) 相談支援（えにわ障がい福祉プラン P41）

項目	区分	第1期			
		H29	H30	R1	R2（見込）
障がい児 相談支援	実利用者数 (人)	計画	234	248	253
	実績	248	239	275	
	計画比	106%	96.4%	108.7%	
				112.8%	

(2) 障害児通所支援（えにわ障がい福祉プラン P41）

項目	区分	第1期			
		H29	H30	R1	R2（見込）
児童発達 支援	利用者数 (人/月)	計画	109	117	119
		実績	120	106	129
		計画比	110.1%	90.6%	108.4%
	利用量 (人日/月)	計画	433	563	572
		実績	476	428	512
		計画比	109.9%	76%	89.5%
					91.4%
医療型児 童発達支 援	利用者数 (人/月)	計画	0	1	2
		実績	0	0	0
		計画比	%	0%	0%
	利用量 (人日/月)	計画	0	2	4
		実績	0	0	0
		計画比	%	0%	0%
放課後等 デイサー ビス	利用者数 (人/月)	計画	124	129	130
		実績	128	130	146
		計画比	103.2%	100.8%	112.3%
	利用量 (人日/月)	計画	1482	1927	1937
		実績	1295	1327	1436
		計画比	87.4%	68.9%	74.1%
					76.9%
保育所等 訪問支援	利用者数 (人/月)	計画	1	1	2
		実績	2	3	6
		計画比	200%	300%	300%
	利用量 (人日/月)	計画	2	2	4
		実績	2	3	4
		計画比	100%	150%	100%
					75%

(3) 訪問系サービス (えにわ障がい福祉プラン P44)

項目		区分	第1期			
			H29	H30	R1	R2(見込)
居宅介護	利用者数 (人/月)	計画	3	4	4	5
		実績	7	7	6	6
		計画比	233.3%	175%	150%	120%
	利用時間数 (時間/月)	計画	30	40	40	50
		実績	58	58	46	41
		計画比	193.3%	145%	115%	82%
重度訪問介護	利用者数 (人/月)	計画	2	2	2	3
		実績	2	2	0	1
		計画比	100%	100%	0%	33.3%
	利用時間数 (時間/月)	計画	23	24	24	36
		実績	28	33	0	14
		計画比	121.7%	137.5%	0%	38.9%
行動援護	利用者数 (人/月)	計画	0	0	0	1
		実績	0	0	0	0
		計画比	100%	100%	100%	0%
	利用時間数 (時間/月)	計画	0	0	0	12
		実績	0	0	0	0
		計画比	100%	100%	100%	0%

(4) 日中活動系サービス (えにわ障がい福祉プラン P45)

項目		区分	第1期			
			H29	H30	R1	R2(見込)
短期入所 (ショート ステイ)	利用者数 (人/月)	計画	9	11	11	12
		実績	22	11	17	15
		計画比	244.4%	100%	154.5%	125%
	利用量 (人日/月)	計画	53	65	65	71
		実績	51	37	31	24
		計画比	96.2%	56.9%	47.7%	33.8%

(7) 地域生活支援事業 (えにわ障がい福祉プラン P46~47)

項目		区分	第1期			
			H29	H30	R1	R2(見込)
移動支援事業	実利用者数 (人/年)	計画	15	15	16	17
		実績	14	10	9	7
		計画比	93.3%	66.7%	56.3%	41.2%
	延べ利用時間数 (時間/年)	計画	1,035	1,035	1,104	1,173
		実績	1,004	979	987	979
		計画比	97%	94.6%	89.4%	83.5%
訪問入浴サービス事業	実利用者数 (人)	計画	0	1	1	1
		実績	1	1	1	1
		計画比	0%	100%	100%	100%
日中一時支援事業	実利用者数 (人)	計画	9	9	9	9
		実績	9	6	11	12
		計画比	100%	66.7%	122.2%	133.3%
日中一時支援事業（重度心身入浴型）	実利用者数 (人)	計画	5	6	6	6
		実績	6	6	6	6
		計画比	120%	100%	100%	100%

(8) 医療的ケア児の支援 (えにわ障がい福祉プラン P47)

項目		区分	第1期			
			H29	H30	R1	R2(見込)
教育施設等巡回看護師派遣事業	実利用者数 (人)	計画	4	5	5	6
		実績	4	3	5	6
		計画比	100%	60%	100%	100%

## (2) 次期えにわ障がい福祉プランの策定について

---

### ①えにわ障がい福祉プランの基本的な考え方について

# えにわ障がい福祉プランの策定について

## 1. えにわ障がい福祉プランの策定

「えにわ障がい福祉プラン」は、障害者施策に関する基本的な計画である「第6期恵庭市障がい者福祉計画」と、障害福祉サービスをはじめ地域生活に必要なサービス見込量や提供体制に関する目標を定めた「第5期恵庭市障がい福祉計画」、障害児通所支援等の提供体制やその他障がい児支援施策に関する方向性や目標を定めた「第1期恵庭市障がい児福祉計画」を統合した計画です。現行のえにわ障がい福祉プランの計画期間は平成30年度から令和2年度となっており、このたび令和2年度をもって計画期間が終了となるため、新たに「えにわ障がい福祉プラン」を策定します。

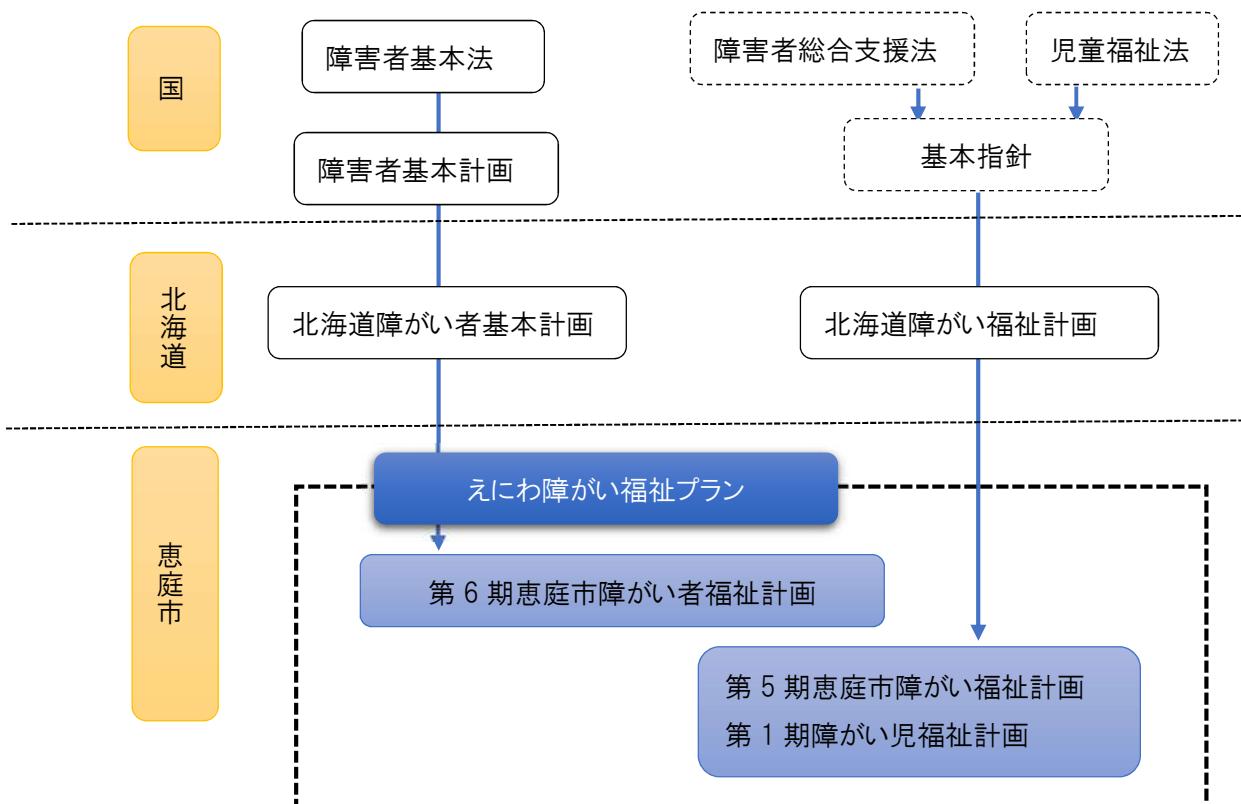


## 2. 策定の根拠

計画策定の根拠としましては、「恵庭市障がい者福祉計画」は障害者基本法第11条第3項(※1)の規定に基づき、国が策定する「障害者基本計画」及び北海道が策定する「北海道障がい者計画」を基本として、策定します。

恵庭市障がい福祉計画および恵庭市障がい児福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」第88条(※2)および児童福祉法第33条の20(※3)の規定に基づき、国の定める基本指針および「北海道障がい福祉計画」に沿って策定します。

### 計画の位置づけ



### 3. 次期プランの策定について

#### (1) 基本的な考え方

次期プランの策定にあたっては、現行プランの考え方を踏襲し、障がい者福祉計画については、国第4次障害者基本計画および「第2期北海道障がい者基本計画」を基本とし、また、障がい福祉計画および障がい児福祉計画については、国の基本指針および「第6期北海道障がい福祉計画」の策定動向に注視し、次期プランを策定いたします。

#### (2) 計画期間

障害者基本法に基づき策定される計画につきましては、国が5年、道が10年とされており、また、総合支援法および児童福祉法に基づく指針および計画につきましては、国・道ともに3年となっております。恵庭市においては、一体とした計画であることから現行プランの期間を基本とし、3年とする予定としております。

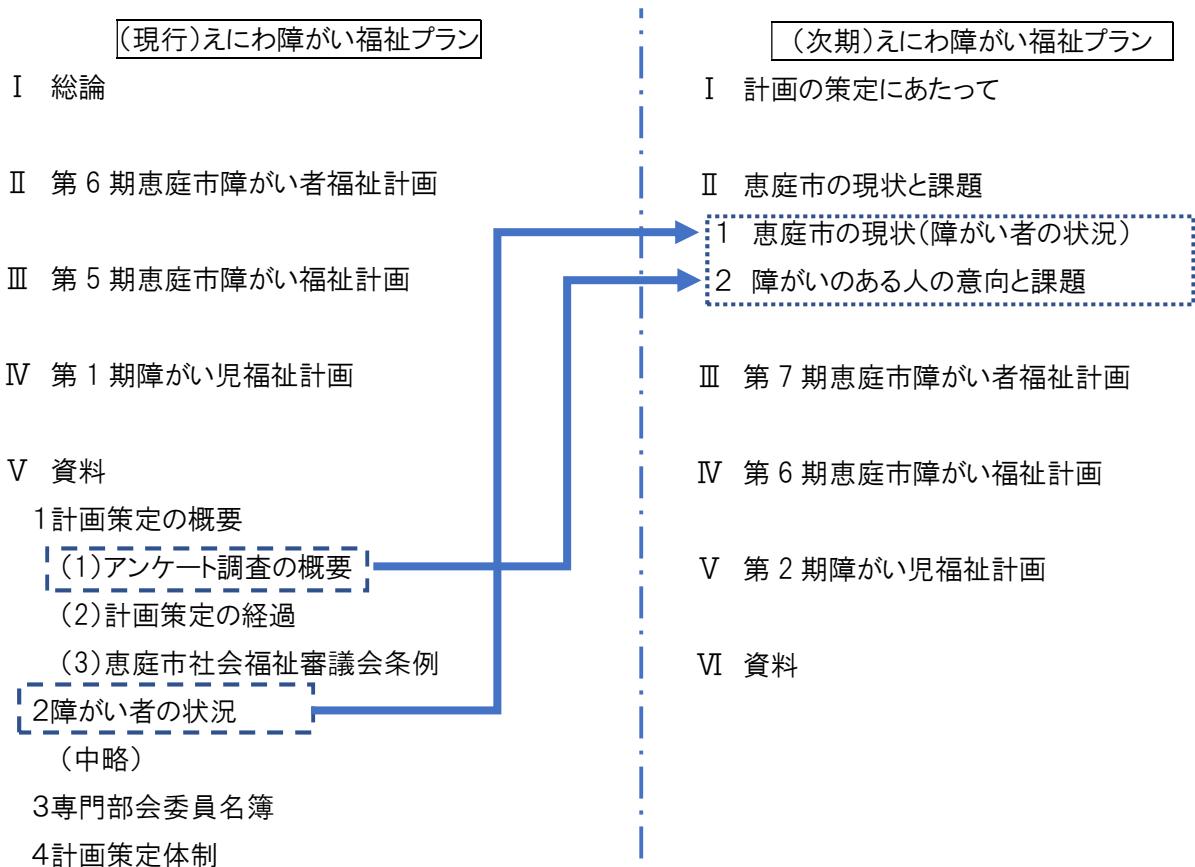
#### 計画期間

	障害者基本法	期間	総合支援法・児童福祉法	期間
国	障害者基本計画	5年	基本指針	3年
道	北海道障害者基本計画	10年	北海道障がい福祉計画(児)	3年
市	恵庭市障がい者福祉計画	3年	恵庭市障がい福祉計画(児)	3年



### (3)構成案

構成案としましては、下記のとおり基本的には現行プランの構成を踏襲します。大きな変更点としましては、現行の「V資料」にあったアンケート調査の概要を、次期プランでは第2章において恵庭市の現状と課題として位置づけ、障害者手帳所持者数の推移やアンケート調査および団体ヒアリング調査等から課題を分析し、掲載したいと考えております。



### 4. 計画の策定体制

庁内会議である「恵庭市保健福祉推進会議」をはじめ、附属機関である「恵庭市社会福祉審議会障害者福祉専門部会」での審議、「恵庭市障がい者地域自立支援協議会」やパブリックコメントでの意見聴取を踏まえて策定します。

### 5. 主なスケジュール(予定)

- ・アンケート調査の実施(6月)
- ・アンケート調査の集計(7月～8月)
- ・団体ヒアリング、事業所アンケートの実施(8月～9月)
- ・社会福祉審議会障害者福祉専門部会の開催(8月、10月、11月、2月)
- ・障がい者地域自立支援協議会(6月、10月、2月)
- ・パブリックコメントの実施(11月～12月)
- ・市議会常任委員会への報告(6月、9月、12月、3月)
- ・計画策定(3月)

## (2) 次期えにわ障がい福祉プランの策定について

---

### ②アンケート調査について

## アンケート調査実施要領

### 1. アンケート調査名

福祉に関するアンケート調査

### 2. 調査目的

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定において、障がい者等のニーズ調査の目的及び、サービス見込み量の推計の目的

### 3. 調査対象者 4,063名（基準日 R2.3.31）

1) 障がい者（18歳以上）：障害者手帳所持者 3,792名

　内訳・身体障害者手帳 2,806名

　・療育手帳 556名

　・精神障害者保健福祉手帳 430名

2) 障がい児（18歳未満）：障害福祉サービス利用者 271名

### 4. 調査期間

令和2年6月8日（月）（予定）～令和2年8月31日（月）

1) 調査票送付 令和2年6月8日（月）

2) 調査票回収 令和2年6月30日（月）

3) 調査結果報告書作成 令和2年8月31日（月）

### 5. 調査方法

1) 調査票送付数 1,300名

2) 送付対象者抽出方法：多段抽出方法を用いる

① 対象者（母集団）4,063名（基準日 R2.3.31）

　身体 2,806名、療育 556名、精神 430名、児 271名

② 標本数の計算式（国の調査報告による）に母集団を代入

　身体 338名、療育 227名、精神 203名、児 159名

計算式…

$$n = \frac{N}{\frac{(N-1)d^2}{a^2pq} + 1}$$

n:必要な標本数、N:母集団（上記①の人数）、d:標本誤差（5%）、

a:信頼水準（95%）p:特定の選択肢の回答比率（0.5）、q:p以外の選択肢の回答比率（0.5）

③ 1,300名を②の比率で分ける

　身体 474名、療育 318名、精神 285名、児 223名

④ 各群において最初のサンプルを乱数表などで選び 2番目以降は等間隔でサンプリングする。（サンプリングはシステム会社に依頼）

## 6. 調査内容

- 1) 前回調査（H29）アンケートと今回調査（R2）アンケートの内容の比較（別紙1）
- 2) 今回調査内容及び送付文（調査項目及び内容8項目47問）（別紙2）

⑤ あなたの性別・年齢・ご家族などについて	7問
⑥ あなたの障がいの状況について	11問
⑦ 住まいや暮らしについて	3問
⑧ 日中活動や就労について	10問（★問31農福連携追加）
⑨ 相談相手について	2問
⑩ 障害福祉サービス等の利用について	7問（★問35地域生活支援事業 含む）
⑪ 権利擁護について	4問（★問44手話言語条例追加）
⑫ 災害時の避難等について	3問
- 3) 国で示された調査票案との主な相違点について
  - ① 削除した調査項目

「お住いの地域」の設問を削除した。（障害福祉に圈域の考えがないため）
  - ② 恵庭市独自で追加した調査項目（★）

恵庭市独自の項目として「農福連携について」と「手話言語条例について」の項目を追加した。また、「障害福祉サービス等の利用」の中に「地域生活支援事業について」の設問を含めた。
  - ③ その他
    - ・性別の項目に「回答したくない」（性同一性障がいの対応）
    - ・障害福祉サービスの項目の選択肢を各ページ下部に配置（答えやすさに対応）

## 7. 調査票の送付

- 1) 送付及び回収方法

郵送にて送付、返信用封筒による郵送にて回収する  
視覚障がい者にはSPコードを付ける  
送付者名簿（別紙3）
- 2) 想定回収率

60%（参考：前回調査46.53%）
- 3) 回収した調査票はデータ化して集計、分析を行い報告書を作成する（委託）

今回調査（R2）と前回調査（H29）のアンケート内容比較（★は恵庭市独自項目）

問	項目	今回調査（R2）アンケート内容	問	項目	前回調査（H29）アンケート内容
1	回答者	回答者	1	回答者	回答者
2	回答者	年齢	2	回答者	年齢
3	回答者	性別			
4	回答者	一緒に暮らしている人	12	住い暮し	一緒に暮らしている人
5	回答者	日常生活で支援が必要なこと			
6	回答者	支援してくれる人	48	介助	介助者はだれか
7	回答者	支援してくれる人 年齢	51	介助	介助者の年齢
	回答者	支援してくれる人 性別			
	回答者	支援してくれる人 健康状態	52	介助	介助者の体調
8	障害	身障手帳 所持	3	回答者	身障・療育・精神手帳 所持
9	障害	身障手帳 主たる障がい	4	回答者	身障手帳 障がい
10	障害	療育手帳 所持	3	回答者	身障・療育・精神手帳 所持
11	障害	精神手帳 所持	3	回答者	身障・療育・精神手帳 所持
12	障害	重症心身障害の該当			
13	障害	難病の認定	8	回答者	回答者 難病の認定
14	障害	発達障害の認定	9	回答者	回答者 発達障害の診断
15	障害	高次脳機能の認定	10	回答者	回答者 高次脳機能の診断
16	障害	高次脳機能 関連障がい			
17	障害	医療的ケア 受けているか			
18	障害	医療的ケア 内容			
19	住い暮し	現在の暮らしについて	12	住い暮し	一緒に暮らしている人
20	住い暮し	今後地域で生活したいか	45	地域社会	今後の暮らし
21	住い暮し	地域の生活の支援であればいいもの	46	地域社会	暮らしやすいまちづくりに必要なこと
22	日中活動	外出の一週間の頻度	13	住い暮し	外出の頻度
23	日中活動	外出の同伴者			
24	日中活動	外出の目的	14	住い暮し	外出の目的
25	日中活動	外出で困ること	16	住い暮し	外出で不安や不便なこと
26	日中活動	外出の日中のすごしかた	21	収入就労	日中のすごしかた
27	日中活動	就労の勤務形態	26	収入就労	どこで働いているか
28	日中活動	就労してない人は仕事したいか	30	収入就労	働きたいか
29	日中活動	就労の職業訓練受けたいか			
30	日中活動	就労支援で必要なこと	33	収入就労	障がい者が働くためになにが必要か
31	日中活動	★農福連携について			
32	相談相手	だれに相談	19	住い暮し	相談相手
33	相談相手	福祉サービスの情報はどこから知る	20	住い暮し	福祉サービスの情報はどこから知る
34	サービス	障がい支援区分			
35	サービス	利用中のサービスと3年以内の予定	38	サービス	障害福祉サービス
35	サービス	★地域生活支援事業の希望		サービス	地域生活支援事業の希望
36	サービス	利用していないサービスで3年以内の予定		サービス	利用状況 利用している・利用したい・予定なし
37	サービス	3年以内に新たに利用したいサービス		サービス	満足度 よい・ふつう・要改善
38	サービス	介護保険サービスの利用	6	回答者	回答者 介護保険サービスの利用
39	サービス	要介護度	5	回答者	回答者 要介護度
40	サービス	利用している介護保険サービス			
41	権利擁護	差別や嫌な思い	55	権利擁護災害	障がい者で感じること
42	権利擁護	どのような場所で差別や嫌な思いをしたか	56	権利擁護災害	どのような場所で感じたか
43	権利擁護	成年後見制度知っているか			
44	権利擁護	★手話言語条例知っているか			
45	災害時	一人で避難できるか	59	権利擁護災害	災害時一人で避難できるか
46	災害時	近所に助けてくれる人いるか	61	権利擁護災害	近所に助けてくれる人いるか
47	災害時	困ること	62	権利擁護災害	災害時の不安

			6	回答者	自立支援医療費を受けているか
			11	住い暮らし	どのような家で暮らしているか
			15	住い暮らし	外出手段
			17	住い暮らし	外出しない理由
			18	住い暮らし	生活で困っていること不安に思うこと
			22	収入就労	収入源
			23	収入就労	年金や手当を受けているか
			24	収入就労	年金や手当は何をうけているか
			25	収入就労	働いているか
			27	収入就労	今の仕事に満足しているか
			28	収入就労	仕事の不満はなにか
			29	収入就労	働いていない理由
			31	収入就労	どんな働き方をしたいか
			32	収入就労	働きたくない、働けない理由
			34	教育	通園、通学しているか
			35	教育	通園、通学先はどこか
			36	教育	通って困っていることは
			37	教育	幼稚園、保育園、学校に望むこと
			39	地域社会	近所との付き合いの程度
			40	地域社会	今後何をしていきたいか
			41	地域社会	差別、偏見などを感じるか
			42	地域社会	どのような場面で差別、偏見を感じるか
			43	地域社会	障がい者の社会参加の一般の理解
			44	地域社会	積極的に社会参加するために大切なこと
			47	地域社会	行政がバリアフリーで必要なこと
			49	介助	介護者が急にいないときどうするか
			50	介助	ボランティアに頼みたいこと
			53	介助	介助者は何時間くらい介助しているか
			54	介助	介助者の今後の不安
			57	権利擁護災害	障がい者の人権をまもるために重要なこと
			60	権利擁護災害	一人で避難できない理由

福祉にかんするアンケート調査票  
（よくさしひょう）

問5 日常の生活中で、次の支援が必要ですか。①から⑩のそれそれにお答えください。  
（①から⑩それぞれに○を1つ）

	質	目	必要な部	全部必要
①	食事の介助		一部（ときどき） 必要	全部必要
②	トイレの介助		一部（ときどき） 必要	全部必要
③	入浴の介助		一部（ときどき） 必要	全部必要
④	衣服の着脱の介助		一部（ときどき） 必要	全部必要
⑤	身だしなみの介助		一部（ときどき） 必要	全部必要
⑥	家の中の移動の介助		一部（ときどき） 必要	全部必要
⑦	外出の介助		一部（ときどき） 必要	全部必要
⑧	家以外の人との意図的援助		一部（ときどき） 必要	全部必要
⑨	お金の管理の援助		一部（ときどき） 必要	全部必要
⑩	薬の管理の援助		一部（ときどき） 必要	全部必要

【問5で「一部（ときどき）必要」又は「全部必要」を選んだ方にお答えください】
問6 あなたを支援してくれる方は主に誰ですか。（あてはまるものすべてに○）
1. 父母・祖父母・兄弟
2. 配偶者（夫または妻）
3. 子ども
4. ホームヘルパーや施設の職員
5. その他の人（ボランティア等）

【問6で1、2、3、と選えた方がお答えください】
問7 あなたを支援してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢、性別、健康状態をお答えください。
① 年齢（令和2年4月1日現在）
満
② 性別（○は1つだけ）
1. 男性
2. 女性
③ 健康状態（○は1つだけ）
1. よい
2. ふつう
3. よくない

- 問1 お答えいただくのは、どなたですか。（○は1つだけ）
1. 本人（この調査票が郵送された宛名の方）
  2. 本人の家族
  3. 族縁以外の介助者
- ※これ以降、この調査票が転送された方を「あなた」とお呼びしますので、ご本人（この調査票の対象者：障がいのある方）の状況などについて、お答えください。

あなた（宛名の方）の性別・年齢・ご家族などについて

問2 あなたの年齢をお答えください。（令和2年4月1日現在）

満

- 問3 あなたの性別をお答えください。（○は1つだけ）
1. 男性
  2. 女性
  3. 回答したくない

問4 いま、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。（あてはまるものすべてに○）

1. 父母・祖父母・兄弟
  2. 配偶者（夫または妻）
  3. 子ども
  4. その他（ ）
  5. いない（ひとりで暮らしている）
- ※フルーツホーム、福祉施設等を利用されている方は「5.」としてください。

問14 あなたは発達障がいとして診断されたことがありますか。(○は1つだけ)  
 ※発達障がいとは、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどをいいます。

1. ある  
2. ない

問9 あなたは身体障害者手帳をお持ちの場合、あなたの障がいをお答えください。  
 (○は1つだけ)

1. 視覚障がい  
2. 聴覚障がい  
3. 音声・言語・そしゃく機能障がい  
4. 肢体不自由（上肢）  
5. 肢体不自由（下肢）  
6. 肢体不自由（本幹）  
7. 内部障がい（1～6以外）

あなたの障がいの状況について

問8 あなたは身体障害者手帳をお持ちですか。(○は1つだけ)

1. 1級  
2. 2級  
3. 3級  
4. 4級  
5. 5級  
6. 6級  
7. 持っていない

問10 あなたは精神障害をお持ちですか。(○は1つだけ)

- |        |        |                      |           |
|--------|--------|----------------------|-----------|
| 1. A判定 | 2. B判定 | 3. 知的障がいがあるが手帳を持ついない | 4. 持っていない |
|--------|--------|----------------------|-----------|

問11 あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。(○は1つだけ)

- |       |       |       |                      |           |
|-------|-------|-------|----------------------|-----------|
| 1. 1級 | 2. 2級 | 3. 3級 | 4. 精神障がいがあるが手帳を持ついない | 5. 持っていない |
|-------|-------|-------|----------------------|-----------|

問12 【18歳未満の方のみお答えください】あなたは重症心身障がいに該当しますか。(○は1つだけ)

※重症心身障がいとは、重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態のことを行います。

1. 該当する  
2. 該当しない

問14 あなたは発達障がいとして診断されたことがありますか。(○は1つだけ)

※発達障がいとは、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどをいいます。

1. ある  
2. ない

問15 あなたは高次脳機能障がいとして診断されたことがありますか。

(○は1つだけ)

※高次脳機能障がいとは、一般的に外傷性脳損傷、脳血管障がい等により脳に損害を受けその後遺症等として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知障がい等を有するものとされており、具体的には「会話がうまくかみ合わない」等の症状があります。

1. ある  
2. ない

【問15で「ある」を選択された方がお答えください。】

→問16 その障害障がいをお答えください。(あてはまるものすべてに○)

1. 視覚障がい  
2. 聴覚障がい  
3. 音声・言語・そして機能障がい  
4. 肢体不自由（上肢）  
5. 肢体不自由（下肢）  
6. 肢体不自由（本幹）  
7. 内部障がい（1～6以外）

問17 あなたは現在医療的ケアを受けていますか。(○は1つだけ)

1. 受けている  
2. 受けていない

【問17で「受けている」を選択された方がお答えください。】

→問18 あなたが現在受けている医療的ケアをご回答ください。

(あてはまるものすべてに○)

1. 気管切開  
2. 人工呼吸器（レスピレーター）  
3. 吸入  
4. 吸引  
5. 呼吸器  
6. 脳型経管栄養  
7. 中心静脈栄養（IVH）  
8. 透析  
9. フチニール留置  
10. ストマ（人工肛門・人工膀胱）  
11. 服薬管理  
12. その他

## 住まいや暮らしについて

### 問19 あなたには現在どのように暮らしていますか。(Oは1つだけ)

1. ひとりで暮らしている
2. 家族と一緒に暮らしている
3. グループホームなどを利用したい
4. 福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている
5. 病院に入院している
6. その他（ ）

### 問20 あなたは今後3年以内に、地域で生活したいと思いますか。(Oは1つだけ)

1. 一般の住宅で一人暮らしをしたい
2. 家族と一緒に生活したい
3. グループホームなどを利用したい
4. 福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい
5. その他（ ）

### 問21 希望する暮らしづらさを送るために、どのような支援があればよいと思いますか。

（あてはまるものすべてに○）

1. 在宅で医療的ケアなどが適切に暮らされること
2. 障がい者に適した住宅の確保
3. 必要な生活サービスが適切に利用できること
4. 生活訓練等の充実
5. 経済的な負担の軽減
6. 相談窓口等の充実
7. 地域住民等の理解
8. コミュニケーションについての支援
9. その他（ ）

## 日中活動や就労についてお聞きします。

### 問22 あなたは、1週間にどの程度外出しますか。(Oは1つだけ)

1. 毎日外出する
2. 1週間に数回外出する
3. めったに外出しない

### 問23 あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか。(Oは1つだけ)

1. 父母・祖父母・兄弟
2. 配偶者（夫または妻）
3. 子ども
4. ホームヘルパーや施設の職員
5. その他の人（ドラシティア等）
6. 一人で外出する

### 問24 あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。

（あてはまるものすべてに○）

1. 通勤・通学・通所
2. 訓練やリハビリに行く
3. 医療機関への受診
4. 買い物に行く
5. 友人・知人に会う
6. 飲食やスポーツをする
7. ブルーバス活動に参加する
8. 散歩に行く
9. その他（ ）

### 問25 外出する際に困ることは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

1. 公共交通機関が少ない（ない）
2. 行き先の乗り降りが困難
3. 道路や駅に階段や段差が多い
4. 切符の買い方や乗換えの方法がわからにくい
5. 外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）
6. 介助者が確保できない
7. 外出にお金がかかる
8. 周囲の自分が気になる
9. 発作など突然の身体の変化が心配
10. 困った時にどうすればいいのか心配
11. その他（ ）

問26 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(○は1つだけ)

1. 会社勤めや、自営業、農業などで収入を得る仕事をしている
2. ホラシティアなど、収入を得ない仕事をしている
3. 専業主婦(主夫)をしている
4. 福祉施設、作業所等に通っている(就労継続支援A型も含む)
5. 病院などのティアAに通っている
6. リハビリテーションを受けている
7. 自宅で過ごしている
8. 入所している施設や病院等で過ごしている
9. 大学、専門学校、職業訓練校などに通っている
10. 特別支援学校(小中高等部)に通っている
11. 一般の高校、小中学校に通っている
12. 幼稚園、保育所、障がい児通園施設などに通っている
13. その他( )

問27 どのような勤務形態で働いていますか。(○は1つだけ)

1. 正職員で他の職員と勤務条件等に違はない
2. 正職員で非常勤労などの草がい者等がある
3. バニド・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員
4. 自営業、農林水産業など
5. その他( )

問28 あなたは今後、収入を得る仕事(一般就労)をしたいと思いますか。

1. 仕事をしたい
2. 仕事をしたくない、できない

【問29は、問28で、1. を選択した方がお答えください。】

問29 収入を得る仕事(一般就労)をするために、職業訓練などを受けたいと思いませんか。(○は1つだけ)

1. すでに職業訓練を受けている
2. 職業訓練を受けたい
3. 职業訓練を受けたくない、受けける必要はない

問30 あなたは障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 22種類の手段の確保
2. 動きやすい場所におけるパラアラリーや一等の配慮
3. 短時間勤務や勤務日数等の配慮
4. 勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること
5. 在宅勤務の拡充
6. 障害の障がい者理解
7. 障害の上言や言語に障がいの理解があること
8. 障碍で介助や援助等が受けられること
9. 真合が悪くなつた時に気軽に相談できること
10. 就労後のフォローなど連絡と支援会議の連携
11. 企業ニーズに合った就労訓練
12. 仕事についての輪島外での相談対応、支援
13. その他( )

問31 農福連携についてお答えはまるものはどれですか。(○は1つだけ)

\*農福連携とは、農業と福祉が連携して障がい者等が農作業を通じて、自信や生きかきを作り出し、社会に参加する就労支援の取り組みのことを行います。

1. 農福連携について、農作業等に取り組んでいる
2. 農福連携について知っており、今後農作業等に取り組んでみたい
3. 農福連携について知っているが、今後農作業等に取り組むつもりはない
4. 農福連携について知らないが、今後農作業等に取り組んでみたい
5. 農福連携について知らない、今後農作業等に取り組むつもりはない

相談相手についてお聞きします。

**問32 あなたは、普段、悩み困ったことをどなたに相談しますか。  
(あてはまるものすべてに○)**

1. 家族や親せき
2. 友人・知人
3. 近所の人
4. 職場の上司や同僚
5. 施設の指導員など
6. ホームヘルパーなどサービス事業所の人
7. 塀がいき団体や家族会
8. かかりつけの医師や看護師
9. 病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー
10. 民生委員・児童委員
11. 通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生
12. 相談支援事業所などの民間の相談窓口
13. 行政機関の相談窓口
14. その他( )

**問33 あなたは障がいのことや福祉サービスなどに詳する情報を、どこから知る  
ことが多いですか。(あてはまるものすべてに○)**

1. 本や新聞、雑誌の記事、テレビ、ラジオのニュース
2. 行政機関の広報誌
3. インターネット
4. 家族や親せき、友人・知人
5. サービス事業所の人や施設職員
6. 障がい者団体や家族会(団体の機関誌など)
7. かかりつけの医師や看護師
8. 病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー
9. 民生委員・児童委員
10. 通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生
11. 相談支援事業所などの民間の相談窓口
12. 行政機関の相談窓口
13. その他( )

①居宅介護 (ホームヘルプ)	じたくで入浴や排せつ、食事などの介助を行なうサービスです。
②重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助を行なうサービスです。
③同行授受	視覚障がいにより移動の際に困難な方に、外出に必要な情報の提供や活動の支援などを行なうサービスです。
④行動授受	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などを行なうサービスです。
⑤重度障害者等 包括支援	常に介護が必要な方で、介護の必要性がとても高い方に介護が必要などをまとめて提供するサービスです。
⑥施設入所支援	主として夜間、施設内に泊まることのできる施設を介して、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行なうサービスです。
⑦短期入所 (ショートステイ)	在宅の障がい者(児)を介護する方が疲労の場合は、かいご者の看護施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行なうサービスです。
⑧療養介護	医療が必要な方で、常に介護を必要とする方に、主に宿泊する施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービスです。
⑨生活介護	常に介護が必要な方で、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービスです。
⑩自立生活援助 (グルーフホーム)	一人暮らしによる理屈力、生活などを補つため、定期的な訪問や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行なうサービスです。
⑪共同生活援助 (グループホーム)	立ち上げもつかないじめや、おじいちゃんの介護の方法などについての相談や日常生活上の援助を行なうサービスです。
⑫自立訓練 (機能訓練、生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能向上のために必要な訓練を行なうサービスです。

【記入例】現在「重度訪問介護」を利用中で、今後も同じくらい利用予定	
<現利用率中のサービス>	<今後3年以内の利用予定について>
(②) ⇒ ① 同じくらい利用予定	2. 増やす予定 3. 減らす予定

<現利用率中のサービス> 今後3年以内の利用予定について

- ( ) ⇒ 1. 同じくらい利用予定 2. 増やす予定 3. 減らす予定
- ( ) ⇒ 1. 同じくらい利用予定 2. 増やす予定 3. 減らす予定
- ( ) ⇒ 1. 同じくらい利用予定 2. 増やす予定 3. 減らす予定
- ( ) ⇒ 1. 同じくらい利用予定 2. 増やす予定 3. 減らす予定
- ( ) ⇒ 1. 同じくらい利用予定 2. 増やす予定 3. 減らす予定
- ( ) ⇒ 1. 同じくらい利用予定 2. 増やす予定 3. 減らす予定
- ( ) ⇒ 1. 同じくらい利用予定 2. 増やす予定 3. 減らす予定

<現利用率中のサービス> 今後3年以内の利用予定について

- ( ) ⇒ 1. 同じくらい利用予定 2. 増やす予定 3. 減らす予定
- ( ) ⇒ 1. 同じくらい利用予定 2. 増やす予定 3. 減らす予定
- ( ) ⇒ 1. 同じくらい利用予定 2. 増やす予定 3. 減らす予定
- ( ) ⇒ 1. 同じくらい利用予定 2. 増やす予定 3. 減らす予定
- ( ) ⇒ 1. 同じくらい利用予定 2. 増やす予定 3. 減らす予定
- ( ) ⇒ 1. 同じくらい利用予定 2. 増やす予定 3. 減らす予定
- ( ) ⇒ 1. 同じくらい利用予定 2. 増やす予定 3. 減らす予定

(13) 就労移行支援	通常の事業所で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行なうサービスです。
(14) 就労継続支援(A型、B型)	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生活活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行なうサービスです。
(15) 就労定着支援	通常の事業所で働いている方に、就労に伴う生活面の課題に対応する支援を行なうサービスです。
(16) 壁かい音計画図相談支援	サービス量等利用計画の作成や、事業者との連絡調整を行なうほか、利用状況の確認を行うサービスです。
(17) 地域多行支援	住まいの確保や、地域での生活に移行するための活動に賛同する相談や、各施設サービス事業所への同行を行なうサービスです。
(18) 地域定着支援	常に連絡体制を確保し、障がいの特性による緊急事態における相談や、サービス事業所との連絡調整などを支援するサービスです。
(19)児童発達支援	日常生活における基本的な動作指導、知識技能の付与、集中生活への適応訓練などの支援を行なうサービスです。
(20)医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作指導、知識技能の付与、集中生活への適応訓練などの支援を行なうサービスです。
(21)放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、生活空間における必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。
(22)壁かい音計画相談支援	障がい児の通所支援に関する計画案の作成や、事業者の連絡調整を行うほか、利用状況の確認を行なうサービスです。
(23)居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいなどにより外に出歩けない児童の居宅を訪問して発達支援を行なうサービスです。

(24)保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、保育所への適応のための専門的な支援を行うサービスです。
(25)医療型児童入所支援	障がい児入所施設に入所する障がい児に対して、日常生活の指導や知識技能の付与を行なうサービスです。
(26)医療型児童入所支援	障がい児入所施設や指定医療機関に入所等をする障がい児に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与を行なうサービスです。
(27)意思疎通支援	意思疎通が困難な人ととのコミュニケーションを手話・筆記・代読・代筆などの様々な手段で支援するサービスです。
(28)地或活動支援セミナー	障がいのある人に創作的活動の機会の提供や社会との交流の促進を行うサービスです。
(29)日常生活用具給付	障がいのある人に日常生活用具の貸与又は販売するサービスです。
(30)移動支援	自宅での移動に困難がある障がいのある人の移動を支援するサービスです。
(31)日中一時支援	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、家族の介護負担の軽減を図るサービスです。
(32)訪問入浴サービス	重度身体障がいのある人に入浴車による入浴を行なうサービスです。
(33)一般相談支援	障がいのある人や家族等からの相談に応じるサービスです。
(34)教育施設等巡回看護師派遣	教育施設において巡回する看護師が医療的ケアを行なうサービスです。

問36 現在利用していないサービスで、今後3年内に新たに利用したいサービスはありますか。 (Oは1つだけ)

1. ある

2. ない

【問36で「ある」を選択された方がお答えください】  
→問37 現在利用していないサービスで、今後3年内に新たに利用したいサービスがあれば教えてください。  
(あてはまるものすべてに○)

1. 居宅介護（ホームヘルプ）	2. 重度訪問介護
3. 共同生活援助	4. 行動支援
5. 重度障害者等包括支援	6. 施設入所支援
7. 短期入所（ショートステイ）	8. 療養介護
9. 生活介護	10. 自立生活援助
11. 共同生活援助（グループホーム）	12. 自立訓練（機能訓練、生活訓練）
13. 就労移行支援	14. 就労継続支援（A型、B型）
15. 就労定着支援	16. 地域移行支援
17. 地域移行支援	18. 地域定着支援
19. 児童発達支援	20. 医療型児童発達支援
21. 課後等ディザービス	22. 健康管理相談支援
23. 居宅訪問型児童発達支援	24. 保育所等訪問支援
25. 福祉型児童入所支援	26. 医療型児童入所支援
27. 意思疎通支援	28. 地域活動支援センター
29. 日常生活用具貸付	30. 移動支援
31. 日中一時支援	32. 訪問入浴サービス
33. 一般相談支援	34. 教育施設巡回看護師派遣

問38 あなたは介護保険によるサービスを利用していますか。 (Oは1つだけ)	1. 利用している	2. 利用していない
【問39、40は問38で、「1. 利用している」を選択した方にお聞きします。】		
問39 該当する要介護度はどれですか。 (Oは1つだけ)	1. 要支援1 5. 要介護3	2. 要支援2 6. 要介護4
問40 利用している介護保険サービスはどうですか。(あてはまるものすべてに○)	7. 要介護5	3. 要支援1 4. 要介護1 7. 要介護5
分類	自宅に訪問	介護保険サービス(介護予防を含む)
1. 訪問介護（ホームヘルプサービス）	2. 訪問入浴介護	3. 訪問介護
4. 夜間対応型訪問介護	5. 居宅賃貸管理	6. 定期巡回・臨時対応型訪問介護看護
7. 施設に通う	8. 通所介護（デイサービス）	9. 通所介護（デイサービス）
10. 施設に泊まる・暮らす	11. 短期入所生活介護（ショートステイ）	12. 短期入所生活介護（ショートステイ）
13. 介護老人福祉施設	14. 介護老人保健施設	15. 介護老人保健施設
16. 介護養護型施設	17. 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）	18. 介護医療院
17. 地域密着型施設	19. 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	20. 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
18. 地域密着型施設	21. 地域密着型特定施設入居者生活介護	22. 地域密着型特定施設入居者生活介護
19. 地域密着型施設	23. 地域密着型施設	24. 地域密着型施設
20. 地域密着型施設	25. 地域密着型施設	26. 地域密着型施設
21. 地域密着型施設	27. 地域密着型施設	28. 地域密着型施設
22. 地域密着型施設	29. 地域密着型施設	30. 地域密着型施設
23. 地域密着型施設	31. 地域密着型施設	32. 地域密着型施設
24. 地域密着型施設	33. 地域密着型施設	34. 地域密着型施設
25. 地域密着型施設	26. 地域密着型施設	27. 地域密着型施設
26. 地域密着型施設	28. 地域密着型施設	29. 地域密着型施設
27. 地域密着型施設	30. 地域密着型施設	31. 地域密着型施設
28. 地域密着型施設	32. 地域密着型施設	33. 地域密着型施設
29. 地域密着型施設	34. 地域密着型施設	35. 地域密着型施設
30. 地域密着型施設	36. 地域密着型施設	37. 地域密着型施設
31. 地域密着型施設	38. 地域密着型施設	39. 地域密着型施設
32. 地域密着型施設	40. 地域密着型施設	41. 地域密着型施設
33. 地域密着型施設	42. 地域密着型施設	43. 地域密着型施設
34. 地域密着型施設	44. 地域密着型施設	45. 地域密着型施設
35. 地域密着型施設	46. 地域密着型施設	47. 地域密着型施設
36. 地域密着型施設	48. 地域密着型施設	49. 地域密着型施設
37. 地域密着型施設	50. 地域密着型施設	51. 地域密着型施設
38. 地域密着型施設	52. 地域密着型施設	53. 地域密着型施設
39. 地域密着型施設	54. 地域密着型施設	55. 地域密着型施設
40. 地域密着型施設	56. 地域密着型施設	57. 地域密着型施設
41. 地域密着型施設	58. 地域密着型施設	59. 地域密着型施設
42. 地域密着型施設	60. 地域密着型施設	61. 地域密着型施設
43. 地域密着型施設	62. 地域密着型施設	63. 地域密着型施設
44. 地域密着型施設	64. 地域密着型施設	65. 地域密着型施設
45. 地域密着型施設	66. 地域密着型施設	67. 地域密着型施設
46. 地域密着型施設	68. 地域密着型施設	69. 地域密着型施設
47. 地域密着型施設	70. 地域密着型施設	71. 地域密着型施設
48. 地域密着型施設	72. 地域密着型施設	73. 地域密着型施設
49. 地域密着型施設	74. 地域密着型施設	75. 地域密着型施設
50. 地域密着型施設	76. 地域密着型施設	77. 地域密着型施設
51. 地域密着型施設	78. 地域密着型施設	79. 地域密着型施設
52. 地域密着型施設	80. 地域密着型施設	81. 地域密着型施設
53. 地域密着型施設	82. 地域密着型施設	83. 地域密着型施設
54. 地域密着型施設	84. 地域密着型施設	85. 地域密着型施設
55. 地域密着型施設	86. 地域密着型施設	87. 地域密着型施設
56. 地域密着型施設	88. 地域密着型施設	89. 地域密着型施設
57. 地域密着型施設	90. 地域密着型施設	91. 地域密着型施設
58. 地域密着型施設	92. 地域密着型施設	93. 地域密着型施設
59. 地域密着型施設	94. 地域密着型施設	95. 地域密着型施設
60. 地域密着型施設	96. 地域密着型施設	97. 地域密着型施設
61. 地域密着型施設	98. 地域密着型施設	99. 地域密着型施設
62. 地域密着型施設	100. 地域密着型施設	101. 地域密着型施設

【問41】あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。（〇は1つだけ）

1. ある 2. 少しある 3. ない

【問42】あなたは問41で、1. 又は2. と回答された方に聞きします。】

→【問42】どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。

（あてはまるものすべてに〇）

1. 学校・住居場所 2. 仕事を探すとき  
3. 外出中 4. 看眼を楽しむとき  
5. 病院などの医療機関 6. 住んでいる地域  
7. その他（ ）

【問43】成年後見制度についてご存じですか。（〇は1つだけ）

1. 名前も内容も知っている  
2. 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない  
3. 名前も内容も知らない

【問44】憲法手話言語条例についてご存じですか。（〇は1つだけ）

1. 名前も内容も知っている  
2. 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない  
3. 名前も内容も知らない

【災害時の避難等についてお聞きします。】

【問45】あなたは、災事や地震等の災害時に一人で避難できますか。（〇は1つだけ）

1. できる 2. できない 3. わからない

【問46】家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。（〇は1つだけ）

1. いる 2. いない 3. わからない

【問47】災事や地震等の災害時に困ることはありますか。（あてはまるものすべてに〇）

1. 投薬や治療が受けられない  
2. 補装具の使用が困難になる  
3. 补装具や日常生活用具の入手ができなくなる  
4. 救助を求めることができない  
5. 安全なところまで、迅速に避難することができない  
6. 被害状況、避難場所などの情報が入手できない  
7. 周囲とコミュニケーションがとれない  
8. 避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安

9. その他（ ）  
10. 特にない

あなたご本人への質問はここまでです。もし、障害福祉サービスや行政の取組について、何かご意見がありましたら、自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。



## (2) 次期えにわ障がい福祉プランの策定について

---

### ③第7期恵庭市障がい者福祉計画の施策の体系について

## 第6期恵庭市障がい者福祉計画 施策の体系

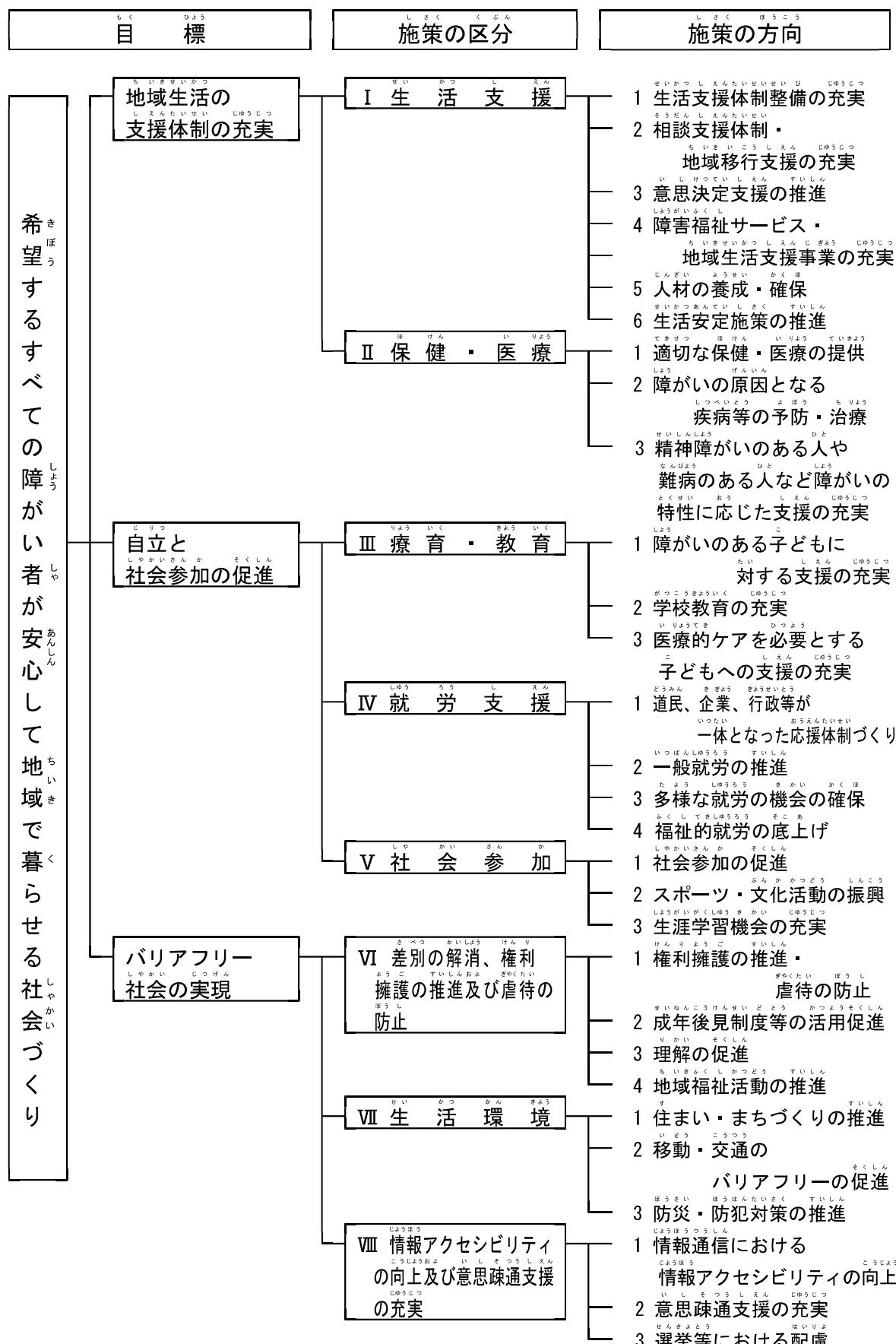
■基本目標	■施策区分	■施策の方向
I 安心な日々の暮らしを支援するまちづくり	1 生活支援	(1) 相談支援体制の充実★ (2) 障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実★
	2 保健・医療	(1) 疾病の予防、保健医療の推進
	3 障がい児の発達支援	(1) 地域支援体制の充実 (2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援 (3) 地域社会への参加・包容 (4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援 (5) 教育活動等の充実
II 障がいを理解し、ともに生きるまちづくり	1 権利擁護と障がい理解	(1) 権利擁護の推進★ (2) 障がいを理由とする差別の解消
	2 成年後見制度の活用	(1) 成年後見制度の推進
III 社会参加を支援するまちづくり	1 社会参加	(1) 地域支援体制の充実
	2 就労支援	(1) 障がい者雇用の促進 (2) 福祉的就労の底上げ★ (3) 一般就労の推進★
	3 地域社会への参	(1) 地域社会への参
IV 住み良い環境を広げるまちづくり	1 生活環境	(1) 住まい・移動・施設のバリアフリー化★ (2) 防災・防犯対策の推進
	2 情報・コミュニケーション	(1) 情報バリアフリー化の推進 (2) コミュニケーション支援の推進★

## 第7期恵庭市障がい者福祉計画 施策の体系(案)

■基本方針	■基本目標	■施策区分	■施策の方向
<p>★総合的障害福祉サービス提供の推進</p> <p>★自己決定と自己選択の尊重</p> <p>★社会参加と共生の推進</p>	安心な日々の暮らしを支援するまちづくり	I 生活支援	1 <u>生活支援・相談支援体制・地域移行支援の充実</u> 2 <u>障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実</u> 3 <u>生活安定施策の推進</u>
	障がいを理解し、ともに生きるまちづくり	II 保健・医療	1 <u>保健・医療の推進</u> 2 <u>疾病等の予防</u> 3 <u>精神障がいのある人や難病のある人など障がいの特性に応じた支援の推進</u>
	社会参加を支援するまちづくり	III 障がい児の発達支援と教育	1 <u>障がいや発達に心配のある子どもに対する支援の充実</u> 2 <u>特別な支援が必要な障がい児に対する支援</u> 3 <u>教育活動等の充実</u>
	住み良い環境を広げるまちづくり	IV 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	1 <u>権利擁護の推進・虐待の防止</u> 2 <u>成年後見制度の推進</u> 3 <u>理解の促進・障がいを理由とする差別の解消</u>
		V 社会参加	1 <u>社会参加の促進</u> 2 <u>スポーツ・文化活動の振興</u>
		VI 就労支援	1 <u>多様な就労機会の確保</u> 2 <u>福祉的就労の底上げ</u> 3 <u>一般就労の推進</u>
		VII 生活環境	1 <u>住まい・移動・施設のバリアフリー化</u> 2 <u>防災・防犯対策の推進</u>
		VIII 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実	1 <u>情報アクセシビリティの向上</u> 2 <u>意思疎通支援の充実</u>

(参考) 第2期 北海道障がい者福祉計画より抜粋

（2）計画の体系



## (2) 次期えにわ障がい福祉プランの策定について

---

### ④基本指針（成果目標）について

## 障がい福祉計画・障がい児福祉計画に係る国的基本指針について【抜粋】

### 第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

#### 一 基本的理念

1. 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
4. 地域共生社会の実現に向けた取組
5. 障害児の健やかな育成のための発達支援
6. 障害福祉人材の確保
7. 障害者の社会参加を支える取組

#### 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

1. 前項で必要とされる訪問系サービスの保障
2. 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
3. グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
4. 福祉施設から一般就労への移行等の推進
5. 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実
6. 依存症対策の推進

#### 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

1. 相談支援体制の構築
2. 地域生活への移行や定着ための支援体制の確保
3. 発達障害者等に対する支援
4. 協議会の設置等

#### 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

1. 地域支援体制の構築
2. 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
3. 地域社会への参加・法要の推進
4. 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
5. 障害児相談支援の提供体制の確保

## 第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

### ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ・令和5年度末時点で令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行
- ・令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減

### ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とする
- ・精神病床における1年以上長期入院患者数を設定する
- ・令和5年度末の精神病床における早期退院率（入院3か月時点の退院率は69%以上、入院後6か月時点の退院率は86%以上、入院後1年時点の退院率は92%以上とする）

### ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討する

### ④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とする
- ・就労移行支援について、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上
- ・就労継続支援A型について、令和元年度の一般就労への移行実績の1.26倍以上を目指す
- ・就労継続支援B型について、令和元年度の一般就労への移行実績の1.23倍以上を目指す
- ・就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者の中、7割が就労定着支援事業を利用
- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 カ所以上設置
- ・すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
- ・令和 5 年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校(聴覚障害)等の連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核機能を果たす体制を確保
- ・すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 カ所以上確保
- ・令和 5 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに医療的ケア児等コーディネーターを配置

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

- ・令和 5 年度末までに、市町村又は圏域において、相談体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・令和 5 年度末までに、都道府県や市町村において、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築

# 障害福祉計画及び障害児福祉計画 に係る成果目標及び活動指標について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

資料 1－2

## 障害福祉計画及び障害児福祉計画 に係る成果目標及び活動指標について

- 成果目標①: 施設入所者の地域生活への移行
- 成果目標②: 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 成果目標③: 地域生活拠点等における機能の充実
- 成果目標④: 福祉施設から一般就労への移行等
- 成果目標⑤: 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- 成果目標⑥: 相談支援体制の充実強化等
- 成果目標⑦: 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築
- 活動指標の全体像

令和2年1月17日

# 成果目標① 施設入所者の地域生活への移行

## 成果目標①－1 施設入所者の地域生活移行者数に関する目標について

### 現状

- 平成28年度末の施設入所者を母数とした地域生活移行者の割合は、平成30年度末時点で2.4%であり、引き続き、現状の水準で推移した場合、令和2年度末の目標値である9%を下回る状況。
- また、平成28年～平成30年の地域移行生活移行者の水準を踏まえると、令和元年度末の施設入所者数を母数とした地域生活移行者の割合は、令和5年度末までに5.7%となる見込み。

### 成果目標(案)

- 施設入所者の重度化・高齢化により、入所施設からの退所は入院・死亡を理由とする割合が年々高まっており、自宅やグループホームなどへの地域生活移行者数は、上記の現状の通り減少傾向にある。
- 一方で、障害者の重度化・高齢化に対応するため、日中サービス支援型グループホームなど障害福祉サービスの機能強化や地域生活支援拠点等の整備にかかる取組を踏まえ、第6期障害福祉計画の基本指針においては、成果目標を以下のように設定してはどうか。

### 【成果目標(案)】

令和5年度末時点での、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 (H18～23年度)	第3期 (H24～26年度)	第4期 (H27～29年度)	第5期 (H30～R2年度)	第6期 (R3～5年度)
基本指針	10% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間))	30% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間))	12% (平成25年度末～ 29年度末(4年間))	9% (平成28年度末～ 令和2年度末(4年間))	6% (令和元年度末～ 5年度末(4年間))
都道府県 障害福祉計画	14.5% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間))	25.2% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間))	13.3% (平成25年度末～ 29年度末(4年間))	8.0% (平成28年度末～ 令和2年度末(4年間))	—

平成21～23年度は10月1日数値、24年度～30年度は3月末数値。令和元年度以降は推計。(出典:施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査)

# 成果目標①－2 施設入所者数の削減に関する目標について

## 現 状

- 直近3か年(平成28年～平成30年)の施設入所者数削減の状況を踏まえると、平成28年度末の施設入所者数を母数とした削減の割合は令和2年度末までに1.6%となる見込みであり、現状の水準で推移した場合、令和2年度末の目標値である2%を下回る状況。

## 成果目標(案)

- 施設入所者の現状をみると、障害支援区分5以下の利用者は減少または横ばいである一方、区分6の利用が増加しており、全体として施設入所者の重度化が進んでいる。また、65歳以上の利用者の割合が増加している。
- こうした傾向は、平成25年3月以降、一貫して続いているため、地域移行を進めるためには、地域における受け皿の整備や支援体制の充実を継続して進めていく必要がある。
- 第6期障害福祉計画の基本指針においては、真に施設入所支援が必要な場合を検討することを求めつつ、近年の施設入所者数の削減状況を踏まえ、成果目標を以下のように設定してはどうか。

### 【成果目標(案)】

令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～令和2年度)	第6期 (令和3～5年度)
基本指針	▲7% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間))	▲10% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間))	▲4% (平成25年度末～ 29年度末(4年間))	▲2% (平成28年度末～ 32年度末(4年間))	▲1.6% (令和元年度末～ 令和5年度末(4年間))
都道府県 障害福祉計画	▲8.4% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間))	▲15.4% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間))	▲3.8% (平成25年度末～ 29年度末(4年間))	▲2.2% (平成28年度末～ 32年度末(4年間))	—

# 成果目標②

## 精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの構築

### 成果目標② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標について

#### 現状

- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」実施自治体数の増加等、構築に向けた取組は一定程度進んできたところであるが、第5期の成果目標である、長期入院患者数の減少など、目標達成に向けた取組を引き続き、推進する必要がある。
- 保健・医療・福祉関係者による協議の場の圏域ごとの設置については、第5期障害福祉計画期間中にほぼ全圏域で設置される見込みであることから、今後は協議の場の活性化に向けた取組が必要。市町村ごとの協議の場の設置については、引き続き設置に向けた取組を推進していくことが必要。

#### 成果目標(案)

- 精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制について今後も計画的に推進する観点から、地域生活支援連携体制整備を評価する指標として、精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数を成果目標として設定してはどうか。
- 精神病床における1年以上長期入院患者数の減少(65歳以上、65歳未満の内訳)、精神病床における入院後3ヶ月時点・6ヶ月時点・1年時点の退院率の上昇については、引き続き、目標値として設定してはどうか。

#### 【成果目標(案)】

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数の上昇:316日以上とすることを基本とする。**(新規)**
- 精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を設定する。令和5年度末の全国の目標値は平成30年度と比べて6.6~4.9万人減少になる。
- 精神病床における退院率の上昇:3ヶ月時点69%以上、6ヶ月時点86%以上、12ヶ月時点92%以上とすることを基本とする。

# 成果目標③

## 地域生活支援拠点等における機能の充実

### 成果目標③ 地域生活支援拠点等の整備に向けた取組について

#### 現 状

- 地域には、障害児者を支える様々な資源が存在し、これまで各地域の障害福祉計画に基づき整備が進められているが、それらの有機的な結びつきが必ずしも十分でないことから、今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の積極的な整備を推進していくことが必要。
- 第5期障害福祉計画期間中に、1,741市区町村のうち、1,320市区町村(圏域含む)において地域生活支援拠点等の整備が行われる見込み。(平成30年4月1日時点)

#### 成果目標(案)



- 地域生活支援拠点等は、整備後も地域のニーズ・課題に応えられているか、必要な機能の水準や充足を継続的に検証・検討を行う必要がある。
- 他方、数値目標を示さないことで、地域生活支援拠点等の整備の必要性がなくなったとの誤解を与えることのないよう留意する必要がある。
- 第6期障害福祉計画の基本指針においては、第5期障害福祉計画期間に目標が概ね達成されるという前提に立ちつつも、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を整備し、地域生活支援拠点等における機能の充実・強化に係る内容を強く打ち出してはどうか。

#### 【成果目標(案)】

令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

# 成果目標④ 福祉施設から一般就労への移行等

## 背景

### 成果目標④: 福祉施設から一般就労への移行等

- 就労系サービスは、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、一般就労への定着実績や工賃実績等に応じた報酬体系とし、工賃・賃金向上や一般就労への移行に取り組んでいるところであり、この取組を一層促進させていく必要がある。
- また、平成30年4月に創設した就労定着支援事業についても、その利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境整備を進めていく必要がある。加えて、地域共生社会の実現に向け、障害者が地域を支え、活躍する取組の一つとして、農福連携について、「農福連携等推進ビジョン」（令和元年6月4日農福連携等推進会議決定）を踏まえた更なる推進が求められている。さらに、多様なニーズへの対応として、大学等在学中の学生や高齢者に対する就労支援も重要となっている。
- さらに、就労継続支援事業における工賃向上の取組については、各都道府県が別途作成する「工賃向上計画」に基づき、計画的に実施しているところである。

## 成果目標等に関する見直し案

第5期障害福祉計画		見直し案
項目	内容	
①一般就労への移行	就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成三十二年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成二十八年度の一般就労への移行実績の一・五倍以上	<b>【継続・変更】</b> 「一般就労への移行」に係る目標として移行者数を堅持。 その上で、「一般就労への移行」における就労移行支援事業の取組を更に進めるとともに、就労継続支援の取組も評価していくため、移行者数の目標値において、就労移行支援事業の目標を明確化するとともに、就労継続支援A型及び就労継続支援B型についても事業目的を踏まえつつ、目標を掲げてみてはどうか。
②就労移行支援事業の利用者数	就労移行支援事業の利用者数については、平成三十二年度末における利用者数が平成二十八年度末における利用者数の二割以上増加	<b>【削除】</b> 上記に伴い、就労移行支援事業の取組は移行者数で評価することとし、②就労移行支援事業の利用者数及び③就労移行支援事業所の就労移行率については、目標値として設定しないこととしてはどうか。
③就労移行支援事業所の就労移行率	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が三割以上の事業所を全体の五割以上	<b>【変更】</b> 就労定着支援事業の利用状況を踏まえ、更なるサービス利用を促すため、利用者数を成果目標として追加してはどうか。 また、定着率の数値目標については、平成30年度報酬改定の内容（就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数）に応じた基本報酬）に合わせてはどうか。
④就労定着支援事業	就労定着支援事業による支援を開始した時点から一年後の職場定着率に係る目標値を設定することとし、当該目標値の設定に当たっては、就労定着支援事業による支援を開始した時点から一年後の職場定着率を八割以上	

（その他）既存の「工賃向上」等の記載のほかに、「農福連携」、「大学在学中の就労移行支援事業」、「高齢障害者における社会参加・就労」に関する記載を盛り込んではどうか。

## 成果目標④－1 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数に関する目標について

### 現 状

- 就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援)の利用を経て一般就労へ移行した者の数については、平成29年度実績で平成24年度実績の約1.9倍(15,957人)となっている。
- 平成27年度から平成29年度の移行者数の増加数(約900人)から推計すると、令和2年度においては、第5期障害福祉計画の基本指針の成果目標である「平成28年度実績の1.5倍の一般就労への移行者の達成」を達成するのは困難であることが見込まれる。



### 成果目標(案)

- 「一般就労への移行」に係る目標として移行者数を堅持した上で、「一般就労への移行」における就労移行支援事業の取組を更に進めるとともに、就労継続支援の取組も評価していくため、移行者数の目標値において、就労移行支援事業の目標を明確化するとともに、就労継続支援A型及び就労継続支援B型についても事業目的を踏まえつつ、目標を掲げてみてはどうか。
- 上記に伴い、就労移行支援事業の取組は移行者数で評価することとし、就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所の就労移行率については、目標値として設定しないこととしてはどうか。

#### 【成果目標(案)】

令和5年度までに、令和元年度実績の1.27倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。そのうち、就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、引き続き現状の利用者数を確保するとともに、移行率の上昇を見込み、令和5年度までに、令和元年度実績の1.30倍以上の移行実績を達成することを基本とする。

また、就労継続支援A型及び就労継続支援B型については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施するものであることから、その事業目的に照らし、それぞれ、令和5年度までに、令和元年度実績の概ね1.26倍以上\*、1.23倍以上\*を目指すこととする。**(新規)**

\* 就労継続支援A型については、移行率が着実に上昇していくと見込み設定。就労継続支援B型については、移行率は現状を維持するとともに、利用者が着実に増加していくと見込み設定。

## 成果目標④－2 就労定着支援事業に関する目標について

### 現 状

- 平成30年度報酬改定において、就労定着率(過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数)に応じた基本報酬とした。
- 就労定着支援事業の利用者数は8,607人(令和元年6月)であり、就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数15,957人(平成29年度実績)と比較しても、低調である。



### 成果目標(案)

- 就労定着支援事業の利用状況を踏まえ、更なるサービス利用を促すため、利用者数を成果目標として追加してはどうか。
- また、定着率の数値目標については、平成30年度報酬改定の内容(就労定着率(過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数)に応じた基本報酬)に合わせてはどうか。

#### 【成果目標(案)】

就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。**(新規)**

また、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。**(新規)**

# 成果目標⑤

## 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

### 成果目標⑤-1 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築について

#### 現 状

- 第1期障害児福祉計画において、各市町村に児童発達支援センターを1カ所以上設置するとともに、保育所等訪問支援の実施体制の確保を成果目標として掲げているが、平成30年度末現在の達成状況はいずれも十分とは言えない。
  - ・児童発達支援センターを設置している市町村の割合 32%
  - ・保育所等訪問の実施体制を確保している市町村の割合 42%

[平成30年度末現在（いずれも圏域設置を含む） 障害保健福祉部調べ]
- 聴覚障害児を含む難聴児の支援に当たっては、保育、保健医療、教育の関係機関と連携し、切れ目のない支援を行うことが重要である。

#### 成果目標（案）

- 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の実施体制の確保については、引き続き全市町村における設置及び実施体制の確保を目指してはどうか。  
(※また、極端な過疎地域や極端な広域のために児童発達支援センターの効率的な運用が望めない市町村においては、共生型サービスや基準該当事業所等による児童発達支援の提供体制を確保しつつ、市町村の障害福祉主管部局等が中心となって、同等の地域支援の中核的機能を整備することが考えられるこことを基本指針に明記してはどうか。)
- 聴覚障害児を含む難聴児の支援に当たっては、都道府県において、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障害）等を活用した難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保を進めるとともに、新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のための協議会の設置や「新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書」の作成を進め、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図ることが必要であることから、児童発達支援センター、特別支援学校等を活用した難聴児支援のための中核機能の整備を行うことを新たに成果目標に盛り込んではどうか。

#### 【成果目標（案）】

- ・児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- ・また、令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核機能を果たす体制を確保することを基本とする。（新規）
- ・地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

## 成果目標⑤－2 重症心身障害児・医療的ケア児への支援について

### 現 状

- 第1期障害児福祉計画において、主として重症心身障害児を受け入れる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスについてすべての市町村で1ヵ所以上確保することを成果目標に掲げているが、平成30年度末現在の達成状況はいずれも十分とは言えない。

・ 重症心身障害児を受け入れる児童発達支援事業所を1以上確保している市町村の割合	28%
" 放課後等デイサービス事業所を1以上確保している市町村の割合	30%

[平成30年度末現在（いずれも圏域設置を含む） 障害保健福祉部調べ]

- また、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を都道府県及び市町村（または圏域）に設置することについては都道府県と指定都市は達成済み、市町村もある程度進みつつある。一方で医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置しているケースはまだ少ない。

・ 協議の場を設置している都道府県の割合	100%	・ 医療的ケア児等コーディネーターを配置している都道府県の割合	26%
・ " 指定都市の割合	100%	・ 医療的ケア児等コーディネーターを配置している指定都市の割合	55%
・ " 市町村・圏域の割合	68%	・ 医療的ケア児等コーディネーターを配置している市町村・圏域の割合	21%

[令和元年8月1日現在 障害保健福祉部調べ]

### 成果目標（案）

- 主として重症心身障害児を受け入れる障害児通所支援事業所については、引き続き全市町村における1ヵ所以上の確保を目指してはどうか。
- 医療的ケア児支援のための協議の場については、設置自体は進んできていることを踏まえ、引き続き全圏域又は市町村での設置を目指すこととし、更に加えて、都道府県及び圏域又は市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を、新たに盛り込んではどうか。

#### 【成果目標（案）】

- 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1ヵ所以上確保することを基本とする。
- 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るために協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。

(追加)

# 成果目標⑥ 相談支援体制の充実・強化等

## 成果目標⑥ 相談支援体制の充実・強化等に関する目標について

### 現 状

- 指定特定・指定障害児相談支援事業所は、平成31年4月1日時点で10,202箇所、従事する相談支援専門員の数は22,453人となっており、計画相談支援対象者拡大前の平成24年度と比較すると、事業所数で3.6倍、従事者数が4倍となっている。
- 基幹相談支援センターは、平成31年4月1日時点で39%の市町村(687市町村・846箇所)が設置。
- 計画相談支援の対象者を原則障害福祉サービスを対象とするすべての利用者へ拡大したことにより、事業所数及び従事者数は増加し、これらの事業所へのバックアップを含め相談支援体制を充実・強化する取組の中核となる基幹相談支援センターの設置も進んでいる。
- 一方、1事業所当たりの相談支援専門員の数が少ないなど、運営体制が脆弱な事業所が多いことから、市町村又は圏域において、これら事業所を援助するなど相談支援体制の更なる充実に向けた取組が求められている。



### 成果目標(案)

- 更なる相談支援体制の充実・強化等を推進するための取組として、第6期障害福祉計画の基本指針においては、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めて行く観点から、以下の成果目標を設定してはどうか。

#### 【成果目標(案)】

令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する。(新規)

### 活動指標(案)

#### 事 項

総合的・専門的な相談支援の実施	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言 地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援の実施 地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施

# 成果目標⑦

## 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

### 成果目標⑦ 障害福祉サービス等の質の向上に関する目標について

#### 現状

- 現在の基本指針においては、サービスの質の向上を図るため第三者による評価や障害福祉サービス等の情報公開制度の活用について記載している。
- また、障害支援区分を適切に認定するため、都道府県を中心とした各市町村（認定調査員）との研修体制を構築している。
- 近年、障害福祉サービス等の多様化、サービス事業所の増加に伴い、より一層事業者が利用者に対して、真に必要とするサービスを適切に提供することが求められている。

#### 成果目標(案)



- 利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくための取組みとして、
  - ・相談支援従事者研修等の各種研修を活用した市町村職員の受講への参加を促す取組み
  - ・市町村において、国保連における審査でエラーとなった内容の分析結果等を活用した取組み
- などが必要であり、上記を実施するための体制を構築するため、次期基本方針においては、成果目標として以下のように設定してはどうか。  
※請求内容の誤りを防ぐため、支払い状況（請求明細内容）を点検することの重要性については、基本指針に盛り込むことを検討。

#### 【成果目標(案)】

令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築する（新規）

#### 活動指標(案)

#### 事 項

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数（市町村）

障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数（市町村）

都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数（都道府県、政令市、中核市）

# 活動指標の全体像

## 活動指標の全体像

福祉施設から一般就労への移行等、障害福祉サービス、相談支援、発達障害者支援、障害児支援、精神障害者関係及び障害福祉サービス等の質の向上に係る活動指標の全体像及び各々の見込みを立てる際の勘案事項は次表のとおり。

なお、サービスの量は、障害福祉サービスの訪問系はまとめて、それ以外のサービスはそれぞれの種類ごとに見込む。

### <福祉施設から一般就労への移行等>

事項	内容	第6期障害福祉計画の活動指標の考え方
就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行	都道府県の障害保健福祉担当部局は、令和五年度において、就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数の見込みを設定する	
障害者に対する職業訓練の受講	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労への移行を促進するため、令和五年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が職業訓練を受講することができるよう、受講者数の見込みを設定する。	
福祉施設から公共職業安定所への誘導	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促し、令和五年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることができるよう、福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定する。	第5期障害福祉計画からの継続
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導	都道府県の労働担当部局及び障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労に移行した者の職場定着を支援するため、令和五年度において、福祉施設から一般就労に移行する利用者のうち、必要な者が就労移行支援事業者等と連携した障害者就業・生活支援センターによる支援を受けることができるよう、福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定する。	
公共職業安定所における福祉施設利用者の支援	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促すとともに、就労移行支援事業者等が適かつ必要な就労支援を支援者に対して行い、令和五年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることで、一定割合の者が就職に結びつくよう、公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数の見込みを設定する。	

## <障害福祉サービス、相談支援>

区分	サービスの種類	見込み量	見込み量の設定に当たり勘案すべき事項				
			現に利用している者の数	障害者等のニーズ	平均的な一人当たり利用量	施設入所者の地域生活への移行者数(成果目標)	福祉施設利用者の一般就労への移行者数(成果目標)
訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	利用者数 利用時間数	○	○	○	○	
	生活介護	利用者数 利用日数	○	○	○	○	
	自立訓練(機能訓練)	利用者数 利用日数	○	○	○	○	
	自立訓練(生活訓練)	利用者数 利用日数	○	○	○	○	
日中活動系	就労移行支援	利用者数 利用日数	○	○※1	○	○	○
	就労継続支援(A型)	利用者数 利用日数	○	○※2	○	○	
	就労継続支援(B型)	利用者数 利用日数	○	○	○	○	
	就労定着支援	利用者数	○	○			○
	療養介護	利用者数	○	○			
	短期入所(福祉型・医療型)	利用者数 利用日数	○	○	○	○	

※1:特別支援学校卒業者等、休職者で復職を希望する者、新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数を含む

※2:地域の雇用情勢等も勘案して必要なサービス量を見込む

## <障害福祉サービス、相談支援>

区分	サービスの種類	見込み量	見込み量の設定に当たり勘案すべき事項				
			現に利用している者の数	障害者等のニーズ	平均的な一人当たり利用量	施設入所者の地域生活への移行者数(成果目標)	福祉施設利用者の一般就労への移行者数(成果目標)
・施設系 居住支援	自立生活援助	利用者数	○	○※3		○	
	共同生活援助	利用者数	○	○		○	
	施設入所支援	利用者数	○	○※4		△※5	
相談支援	計画相談支援	利用者数	○	○			
	地域移行支援	利用者数	○	○		○	
	地域定着支援	利用者数	○	○※3		○	

※3:単身である障害者の数・居住している家族による支援を受けられない障害者の数を見込む

※4:グループホーム等での対応が困難な者といった真に必要と判断される数を見込む

※5:地域生活への移行者数を控除して見込む

## <相談支援体制の充実・強化等>

事 項	
総合的・専門的な相談支援の実施	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施
	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援の実施
	地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施

## <地域生活支援拠点等>

事 項	
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数	

# 発達障害者支援の一層の充実について

## 基本指針への記載(案)

- 発達障害者及び発達障害児(以下「発達障害者等」という。)の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障害者等及びその家族等に対する支援体制の充実を図ることを基本指針に盛り込むこととしてはどうか。
- また、発達障害の診断待ちが深刻な状況となる中、発達障害者等に対して適切な支援を行うためには、発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性について基本指針に盛り込むこととしてはどうか。

## 活動指標(案)

- 上記の基本的考え方を踏まえ、第6期障害福祉計画の基本指針においては、発達障害者等及びその家族等に対する支援体制について、活動指標を次のように設定してはどうか。

### 【活動指標】

- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数
- ペアレントメンターの人数
- ピアサポートの活動への参加人数

#### (参考)

- ・ペアレントトレーニングを導入している市区町村数:271市区町村
- ・ペアレントプログラムを導入している市区町村数:141市区町村
- ・ペアレントメンターの人数:2,149人(都道府県・指定都市が認定している人数)

※平成30年4月1日時点

※厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室 調べ

※ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数、ピアサポートの活動への参加人数は把握していない。

※ペアレントトレーニング、ペアレントプログラムについて、別途都道府県が実施している場合もある。

## <発達障害者支援関係>

### 事項

発達障害者地域支援協議会の開催回数

発達障害者支援センターの相談件数

発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言回数

発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(追加)

ペアレントメンターの人数(追加)

ピアサポートの活動への参加人数(追加)

## <障害児支援>

サービスの種類	見込み量	現に利用している障害児の数	障害児等のニーズ	医療的ケアを必要とする障害児のニーズ	平均的な一人当たり利用日数	地域における児童数の推移	保育所や認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブ等での障害児の受入状況	入所施設から退所後に利用が見込まれる障害児の数
児童発達支援	利用児童数 利用日数	○	○	○	○	○	○	○
医療型児童発達支援	利用児童数 利用日数	○	○	○	○	○	○	○
放課後等デイサービス	利用児童数 利用日数	○	○	○	○	○	○	○
保育所等訪問支援	利用児童数 利用日数	○	○	○	○	○	○	
居宅訪問型児童発達支援	利用児童数 利用日数	○	○	○	○	○		
障害児相談支援	利用児童数	○	○	○		○		
福祉型障害児入所施設	利用児童数	○	○	○		○		
医療型障害児入所施設	利用児童数	○	○	○		○		

### 事項

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

## <精神障害者関係>

事 項	第6期障害福祉計画の活動指標の考え方
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5期障害福祉計画における成果目標であり、第5期の計画期間中に、都道府県において、全圏域における協議の場の設置が見込まれる。</li> <li>・地域アセスメントに基づいた課題の抽出、地域における重層的な連携による支援体制の構築に係る協議の場の活動を推進していくため、市町村ごとの協議の場の内容に係る以下の事項について、活動指標として設定する。           &lt;市町村の協議の場における以下の内容&gt;           <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催回数</li> <li>・保健、医療(精神科及び精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数</li> <li>・協議の場における目標設定及び評価の実施回数</li> </ul> </li> </ul>
精神障害者における障害福祉サービス種別の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者の障害福祉サービスの利用状況を把握し、基盤整備の過不足等について把握するため、以下の事項について、活動指標として設定する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行支援の利用者数</li> <li>・共同生活援助の利用者数</li> <li>・地域定着支援の利用者数</li> <li>・自立生活援助の利用者数</li> </ul> </li> </ul>
精神病床からの退院患者の退院先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県において、精神障害者が地域生活を送るために必要な基盤整備の内容を把握するため、以下の事項について、活動指標として設定する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神病床からの退院患者の退院先別の人數</li> </ul> </li> </ul>

## <障害福祉サービス等の質の向上>

### 事 項

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数(市町村)
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数(市町村)
都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数(都道府県、政令市、中核市)



### （3）恵庭市障がい者相談支援事業の公募について

---

## **恵庭市障がい者相談支援事業の概要と方針**

### **1. 事業の目的**

障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障がい者等の権利擁護のための必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができることを目的に実施しております。

### **2. 根拠**

障害者総合支援法第77条第1項第3号の規定により、市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業として位置づけられているものです。

なお、市町村地域生活支援事業の実施主体は市町村ですが、事業の全部または一部を団体等に委託または補助して実施することが可能と定められております。（地域生活支援事業実施要綱）

### **3. 事業の具体的な内容**

相談支援事業は次に掲げる事業を実施いたします。（恵庭市地域生活支援事業実施要綱第6条）

#### ○障がい者相談支援事業

- (1) 福祉サービスの利用援助に関する業務
- (2) 社会資源を活用するための支援に関する業務
- (3) 社会生活力を高めるための支援に関する業務
- (4) ピアカウンセリングに関する業務
- (5) 権利擁護のために必要な援助に関する業務

#### ○相談支援機能強化事業

- (1) 専門的な知識を必要とする困難ケース等への対応
- (2) 地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導及び助言に関する業務
- (3) 市内の相談支援体制の整備状況、ニーズ等を勘案した相談支援事業実施計画の作成に関する業務
- (4) 地域自立支援協議会の運営に関する業務

#### ○住宅入居支援事業

- (1) 不動産業者に対する物件の斡旋依頼及び家主等との入居契約に係る手続の支援に関する業務
- (2) 利用者の生活上の課題に対し、緊急に対応が必要となる相談支援及び関係機関との連絡、調整等に関する業務

#### 4. 今後の事業の方針

##### (1)これまでの経過及び選定方法について

平成 19 年～平成 21 年 公募型プロポーザル（社会福祉法人 恵庭光風会）

平成 22 年～平成 24 年 公募型プロポーザル（社会福祉法人 恵庭光風会）

平成 25 年～平成 29 年 一者随意契約（社会福祉法人 恵庭光風会）

平成 30 年～令和 2 年 一者随意契約（社会福祉法人 恵庭光風会）

平成 19 年度から 3 年間と、平成 22 年度からの 3 年間については入札に馴染まないものとして公募型プロポーザルで事業者を決定し、恵庭光風会が選定されております。その後、平成 25 年度からについては、地域に募集要件を満たす事業者が少ないとや、相談業務には継続性も求められることから、一者随意契約としております。

今般、自立支援法施行から 10 年以上が経過し、計画相談事業者も増えてきており、広域においては参入の可能性もあることから、令和 3 年 3 月 31 日の事業実施期間満了に伴い、令和 3 年度以降の実施事業者の選定について公募型プロポーザルで進めいく予定としております。

##### (2)実施方法について

###### 委託

今までの経緯を踏まえ、前回同様委託により実施する形態を予定しております。

##### (3)実施期間について

###### 5年

利用者の安定を図り、また事業者にとっても長期間にすることでより質の良い運営が行えるものと考え、事業実施期間を 5 年とすることを予定しております。

##### (4) 設置箇所数について

###### 1 か所

前回同様障がい者総合相談支援センターを 1 か所として予定しております。

##### (5)委託料の概算（予定価格）について

###### 31,594 千円

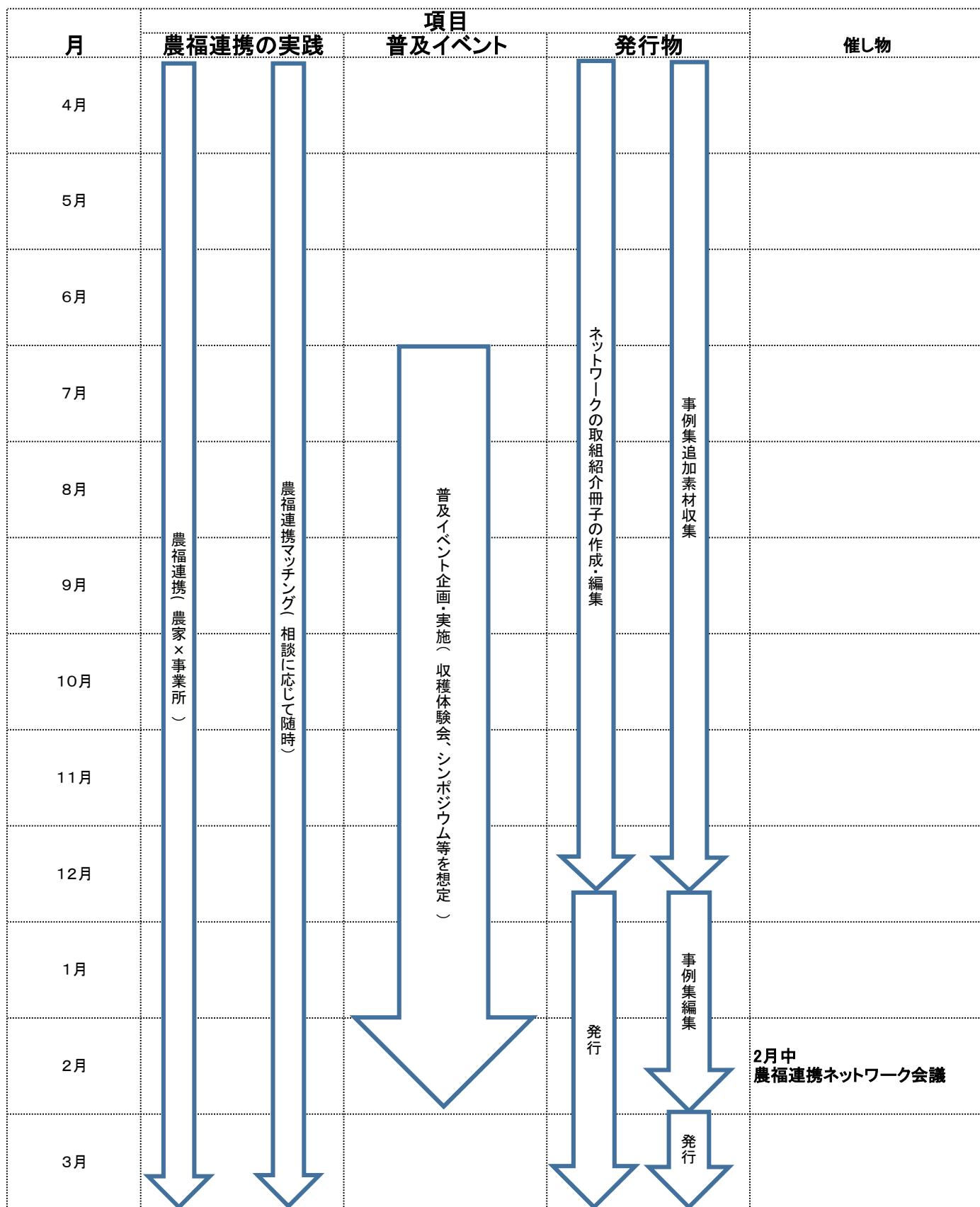
前年度委託額 31,594 千円を基本とし、他市の委託契約状況を勘案の上、精査いたします。



#### (4) 農福連携事業について

---

## 令和2年度 農福連携 年間スケジュール





## 令和2年度

# 恵庭市農福連携収穫体験会



農業×福祉の現場を



体験してみよう！！



日 時 令和2年7～9月頃  
平日 AM10時～12時頃

※参加希望日に合わせて調整します。

会 場 (公財)道央農業振興公社

内 容 収穫、選果、その他農作業 等

対 象 農福連携に興味のある福祉事業所職員、  
利用者、地域農業者 等

申込み 申込用紙に必要事項をご記入の上、  
下記事務局までご提出ください。

問合せ 恵庭市農福連携による障がい者等就労促進ネットワーク事務局

恵庭市保健福祉部障がい福祉課

〒061-1498 恵庭市京町1番地

☎0123-33-3131 (内 1215)



興味のある方は気軽にお問い合わせ  
ください (^ ^)

感染症対策等へのご協力をお願いします。(詳しくは参加申込書の「注意事項」をご覧ください。)

共催

道央地域農福連携推進連絡協議会  
恵庭市農福連携による障がい者等就労促進ネットワーク



恵庭市保健福祉部障がい福祉課 宛て

(FAX : 0123-32-1155)

## 令和2年度 恵庭市農福連携収穫体験会参加申込書

連絡先	ふりがな	
	氏名	
	勤務先	
	電話番号	
参加者	いずれかに○をしてください。	氏名
	職員・利用者・その他( )	
職員・利用者・その他( )		

※長靴、軍手、タオル、マスクや飲み物等については各自ご用意ください。

参加希望日(複数記入可)	例) 8月5日(月)～8月9日(金)、8月14日(水)
--------------	-----------------------------

※記入いただいた希望日について事務局で調整し、実施日をお知らせいたします。

※ご希望に添えない場合もございますので、ご了承ください。

特記事項 (配慮が必要なこと等ございましたらご記入ください。)	
------------------------------------	--

### 注意事項

- ・体調不良(37度以上の発熱等)がある場合は参加をご遠慮ください。
- ・原則マスクを着用してください。(熱中症の心配がある場合は外していただいて構いません。)
- ・作業前後の手指消毒にご協力ください。
- ・作業中はこまめに水分補給をこころがけてください。
- ・作業中に体調が悪くなった場合はすぐに職員にお申し出ください。
- ・安全に作業していただくため、職員の指示に従ってください。

### 申込み先

恵庭市農福連携による障がい者等就労促進ネットワーク事務局  
(恵庭市保健福祉部障がい福祉課)

FAX 0123-32-1155 Email: syougaifukushi@city.eniwa.hokkaido.jp  
必要事項を記入のうえ送信してください。

## (5) 恵庭市手話言語条例による施策を推進するための具体的取組みについて

---

## 恵庭市手話言語条例による施策を推進するための具体的取り組み

恵庭市では、手話が言語であるとの認識の下、手話に対する理解の促進及び手話の普及に努め、手話を日常的に使用できる環境を整えることにより、ろう者を含む全ての市民がお互いに尊重し、人と人とのつながり、共生できるまちえにわを目指し、恵庭市手話言語条例第3条及び第7条の規定に基づき、次のとおり施策を推進するための具体的取り組みを定めます。施策の推進にあたっては、ろう者及び関係する市民を含め、取り組み状況の把握及び評価を行っていきます。

### 1. 手話に対する理解の促進及び手話の普及に努めます（条例第7条第1項第1号）

#### 【具体的取り組み】

- ・広報紙、ホームページ、facebook 等を利用した啓発活動の実施 **New!**
- ・パンフレット等を活用した啓発活動の実施 **New!**
- ・全市民向けイベントの実施 **New!**
- ・学校教育における手話への理解の促進に対する取組み **New!**
- ・企業・一般向け手話出前講座の実施 **New!**

### 2. 手話による意思の疎通及び情報の取得をしやすい環境づくりを図ります（条例第7条第1項第2号）

#### 【具体的取り組み】

- ・手話通訳者の派遣事業の実施
- ・市職員向け手話講習会の実施
- ・消防職員向け救急要請対応手話講習会の実施 **New!**
- ・意思疎通支援広域派遣事業における北海道との連携

### 3. 手話通訳者の確保、養成等に努めます（条例第7条第1項第3号）

#### 【具体的取り組み】

- ・専任手話通訳者の設置
- ・手話奉仕員養成講座の実施
- ・登録手話通訳者推薦試験の実施
- ・登録手話通訳者研修の実施
- ・登録手話通訳者頸肩腕健診の受診機会の提供
- ・手話通訳者養成講座受講者に対する助成
- ・手話奉仕員養成講師研修会受講者に対する助成

### 4. その他、恵庭市手話言語条例の目的を達成するために必要な施策を展開します（条例第7条第1項第4号）

#### 【具体的取り組み】

- ・1から3までに定めるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策の推進

## 令和2年度 恵庭市手話言語条例による施策を推進するための具体的取組 年間スケジュール

月	手話に対する理解の促進 及び手話の普及 (条例第7条第1項第1号)	手話による意思の疎通及び 情報の取得をしやすい環境づくり (条例第7条第1項第2号)	手話通訳者の確保、養成等 (条例第7条第1項第3号)	会議
4月			・専任手話通訳者の設置(通年)	・4月7日(火) 手話通訳者要約筆記者合同会議①
5月		・5月○日 石狩振興局地区専任手話通訳者連絡会議① 振興局		
6月				・6月2日(火) 手話通訳者連絡会議② 中止
7月		・7月○日 消防職員向け急救要請対応手話講 延期 ・7月22日 石狩振興局地区専任手話通訳者連絡会議② 千歳		・7月9日(木) 千歳聴力障害者協会との懇談会
8月			・8月18日(火) 登録手話通訳者研修会① 事例検討(ロールプレイ・e-ふらっと)	・8月4日(火) 要約筆記者連絡会議②
9月	・9月23日 手話言語の国際デー 広報紙等を利用した啓発活動	・9月○日 石狩振興局地区専任手話通訳者連絡会議 石狩		・9月1日(火) 手話通訳者連絡会議③
10月	・10月○日 全市民向けイベントの実施 ・「恵庭市手話言語条例」制定に伴 職員アンケートの実施		・10月○日 登録手話通訳者研修会② 10月○日・○日 全道ろうあ者相談員・専任手話通訳者研修	
11月		・11月○日 石狩振興局地区専任手話通訳者連絡会議 札幌		・11月10日(火) 要約筆記者連絡会議③
12月				・12月1日(火) 手話通訳者連絡会議④
1月		・1月○日 石狩振興局地区専任手話通訳者連絡会議 北広島		
2月			・2月○日 手話奉仕員養成講師研修会受講者に に対する助成	
3月		・3月○日 石狩振興局地区専任手話通訳者連絡会議 江別	・頸肩腕健診の受診機会の提供	・3月○日(火) 要約筆記者連絡会議④

